沼津市
自転車活用推進計画

2021-2030

Numazu City Bicycle Plan 2021-2030

目　次

1 計画策定の背景・目的 1

2 計画概要 3
2-1 計画の位置付け 3
2-2 計画区域 4
2-3 計画期間 5

3 沼津市における自転車に関わる現状・課題 6
3-1 現状・課題と対応の方向性 6

4 基本方針と計画目標 10
4-1 基本方針 10
4-2 計画の目標 11

5 プロジェクト、実施施策 13
5-1 各目標を達成するためのプロジェクト 13
5-2 実施施策一覧 14
5-3 目標１自転車利用環境の充実による安全性の確保 15
5-4 目標２移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減 35
5-5 目標３自転車の活用による健康の増進 48
5-6 目標４サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大 55
5-7 実施施策一覧と実施スケジュール 65

6 計画の評価及び実現 68
6-1 計画の達成状況の評価 68
6-2 計画の進捗管理、評価スケジュール 77
6-3 計画の実施主体と役割 78
6-4 庁内連絡体制 78

7 参考資料 79
7-1 人口分布の状況 79
7-2 公共交通の状況 81
7-3 市民の移動の状況 84
7-4 自転車利用環境の状況 86
7-5 自転車事故の状況 93
7-6 観光の状況 96
7-7 市民の運動・健康の状況 99
7-8 自転車利用実態とニーズ 101
7-9 計画策定の体制及び経緯 108

1 計画策定の背景・目的

自転車は、環境負荷を低減し、健康増進に寄与する経済性に優れた移動手段として、日常利用だけでなく、観光・レジャー・スポーツの手段としても多くの人々に利用されています。

昨今では、新型コロナウィルス感染症拡大に際し、三つの密（密閉・密集・密接）を回避できる交通手段としても自転車が着目されています。

国は、平成 29（2017）年 5 月 1 日に自転車活用推進法（以下「法」とする。）を施行し、環境負荷の低減や国民の健康増進等の重要な課題に対応するため、極めて身近な交通手段である自転車の活用を推進することとしました。

法では、国の責務等を明らかにし、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることを目的の 1 つとしており、法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の自転車の活用の推進に関して基本となる施策・措置を定めた自転車活用推進計画が平成 30（2018）年 6 月 8 日に閣議決定されました。

各地方公共団体においても、自転車の活用について計画を策定することが努力義務化されており、静岡県においても「自転車活用推進計画」を平成 31（2019）年に策定し、サイクルスポーツの聖地に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、ハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画として位置付けています。

本市は、首都圏に近接し、東名高速道路、新東名高速道路等の広域交通網へのアクセス性に優れるなど、恵まれた地理的条件を有しています。また、富士・箱根・伊豆という国際的な観光地に囲まれ、駿河湾や沼津港、狩野川、沼津アルプスなど、豊かな地域資源に恵まれ、さらに、変化に富んだ地形や海越しの富士山の景観など、サイクリングに適した自然環境を有しています。加えて、市街地部では自転車利用に適した平坦な土地であるという特性を活かし、これまでもまちづくりや観光、運動・健康、安全安心の視点における自転車に関する様々な取り組みを実施しており、市内の自転車利用環境の整備等を継続的に進めてきました。

一方で、今後さらなる通行空間の整備が望まれるほか、自転車の通行ルールやマナーの浸透不足に伴う自転車関連の事故、自動車への依存に伴う交通渋滞発生、多様な交通手段を選択できる環境づくりなど解決すべき課題があります。

このため、本市の特性や現状・課題、市民からの意見を踏まえ、関係機関や庁内での横断的な連携・取り組みを効率的・効果的に進め、自転車施策を総合的に展開していくことを目的として、沼津市自転車活用推進計画を策定します。

【関連法令】自転車活用推進法（平成 29 年 5 月）　※一部抜粋

（目的）
第一条　この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）
第二条　自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
２　自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
３　自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
４　自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

（国の責務）
第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２　地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第五条　公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）
第六条　国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自転車活用推進計画）
第九条　政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。
２　国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
３　政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
４　前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（市町村自転車活用推進計画）
第十一条　市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

2 計画概要

2-1 計画の位置付け

本計画は、法第 11 条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国および県の自転車活用推進計画を勘案し、市の実情に応じて策定するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画である「第 5 次沼津市総合計画」に即し、まちづくり・公共交通・交通安全・健康・スポーツ・観光・環境といった関連する計画との連携を図ります。

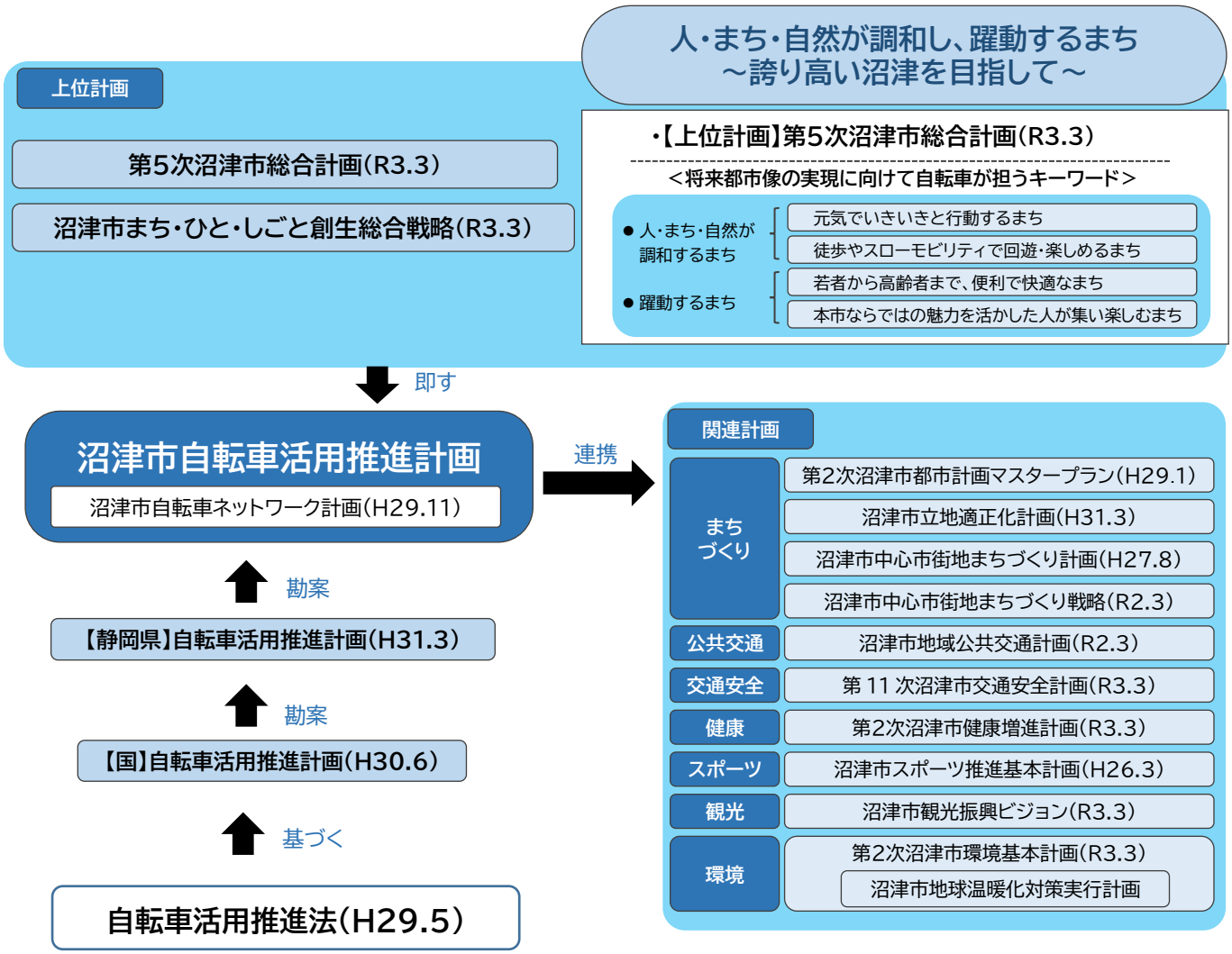

図 2-1 上位計画、関連計画との位置づけ

2-2 計画区域

対象区域は、沼津市全域とします。ただし、地域の生活圏、観光圏を考慮し、広域的な施策にも取り組みます。

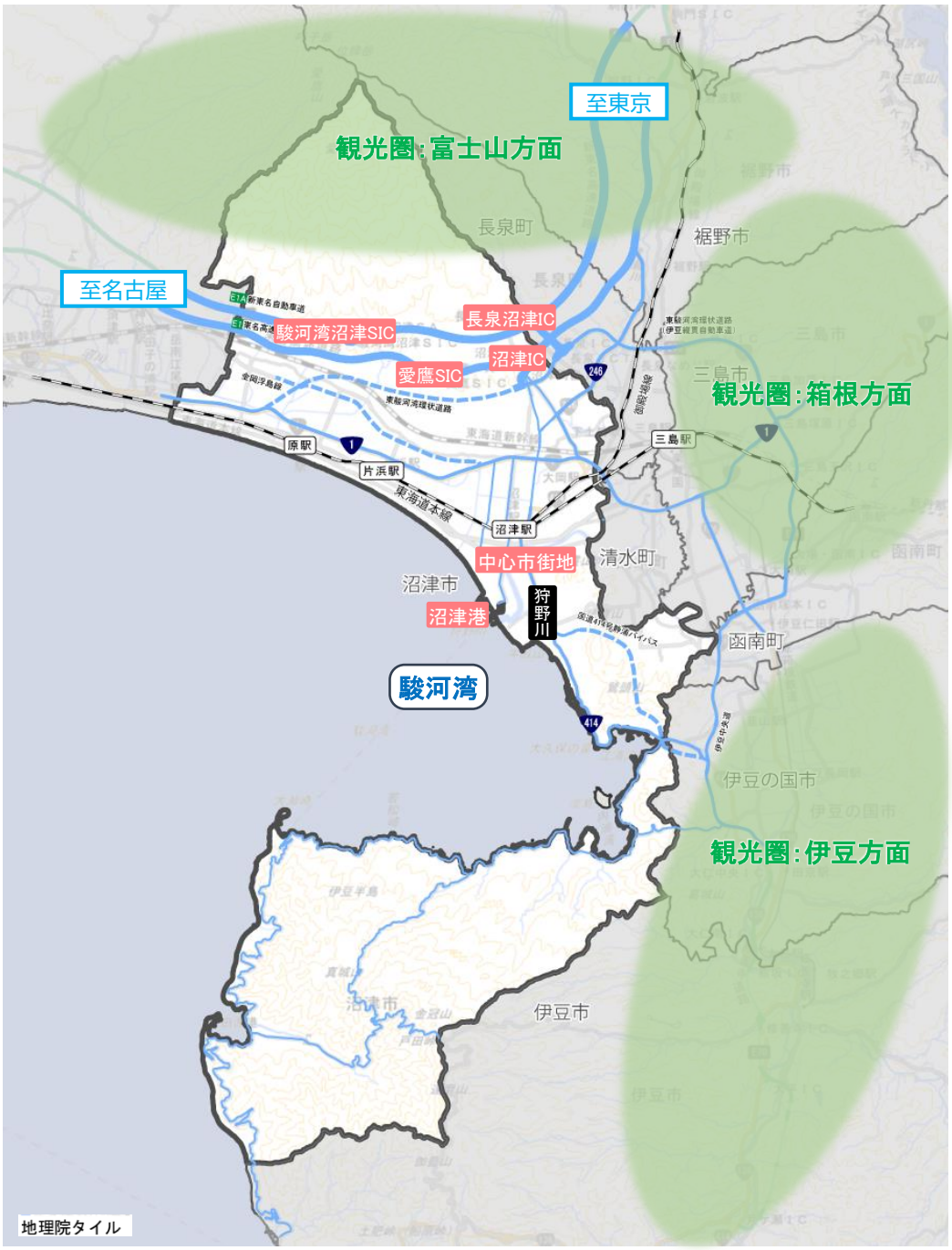

図 2-2 計画区域図

出典:国土数値情報

2-3 計画期間

本計画の対象期間は、令和３年度～令和１２年度の１０年間とします。

年度 / 関連計画	前期					後期					
	R3年度（2021）	R4年度（2022）	R5年度（2023）	R6年度（2024）	R7年度（2025）	R8年度（2026）	R9年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）	R12年度（2030）	R13年度～（2031～）
第５次沼津市総合計画（令和３年３月策定）	～令和12年度										
第１１次沼津市交通安全計画（令和３年３月策定）	～令和7年度										
第２次沼津市健康増進計画（令和３年３月策定）	～令和7年度										
沼津市スポーツ推進基本計画（平成２６年３月策定）	～令和5年度										
沼津市観光振興ビジョン（令和３年３月策定）	～令和7年度										
沼津市自転車活用推進計画（令和３年３月策定）	令和3年度～令和12年度										

3 沼津市における自転車に関わる現状・課題

3-1 現状・課題と対応の方向性

課題１　安全・安心

- 自転車関連事故の発生件数が 10 万人あたりの件数が周辺自治体と比較して多く、高校生にあたる 16～19 歳の事故が多くなっています。
- 平成 29 年に沼津市自転車ネットワーク計画を策定し、計画的・継続的に整備に取り組んでいますが、さらなる自転車通行空間の整備が求められています。
- アンケートによるとほとんどの高校生は、自転車のルール・マナーに関して認知・遵守していますが、ルール・マナーの中に認知度が低いものもあります。また、より自転車を利用する環境として、自動車ドライバーの自転車に対する配慮が必要だと感じています。
- 高齢者の７割は交通安全教育を受講したことが無いなど、世代によって交通安全教育の受講経験に差が生じています。
- 自転車を利用する市民の８割は、車道走行時の路上駐車に危険を感じています。

対応の方向性

- 自転車関連事故の削減のための、安全・安心な自転車通行空間のさらなる整備推進
- 自転車ルール・マナーの周知の徹底

【特に注力する対象】学生・近距離ドライバー・子育て世代

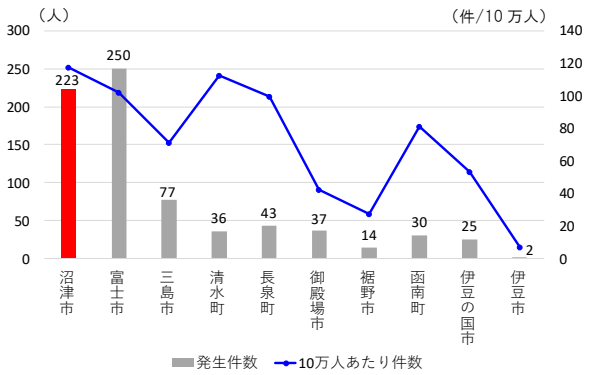

図 3-1　他都市との人口あたりの自転車関連事故件数比較(令和元年度)

出典：静岡県警交通年鑑から作成

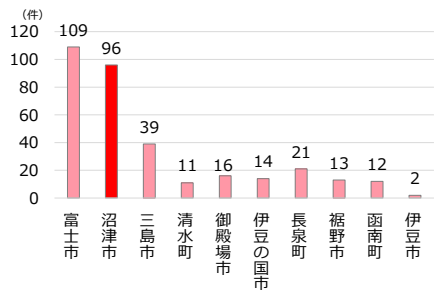

図 3-2　周辺自治体における高校生の交通事故比較（令和元年）

出典:静岡県警交通年鑑から作成

課題２　都市環境

- 自動車への依存度が高く、特に 30～60 代では平日の自動車利用が 7 割を超えています。
- 中心市街地周辺では、４区間、８か所が主要渋滞箇所に指定されるなど深刻な交通渋滞が発生しています。
- バス停まで距離があるなど、路線バスの利用が不便な地域が存在しています。
- 多様な移動手段の確保に向けた取り組みや、歩いて楽しいまちづくりと調和した自転車通行空間と駐輪場の適切な配置が必要です。
- 駐輪場は、市内の４つの駅周辺で 11 ヵ所が整備されており、終日無料で利用できます。また、駐輪場の整備と併せて、放置禁止区域の指定などによる、放置自転車の減少は、これまでの取り組みの成果によるものです。引き続き、良好な都市環境の形成のため、まちづくりと一体となった柔軟な対応が必要です。

対応の方向性

- 多様な移動手段の確保と利便性向上に向けた取り組みが必要
- まちづくりと一体となった駐輪場等の包括的なマネジメント

【特に注力する対象】近距離ドライバー、子育て世代

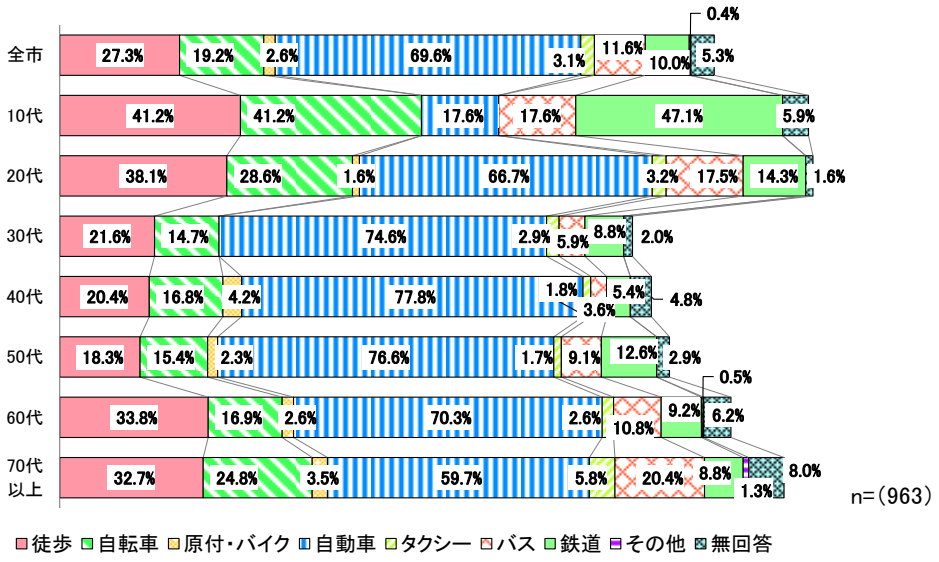

図 3-3　平日の主な交通手段

出典：令和元年度 第 46 回市民意識調査報告書から作成

課題３　健康・運動

- 市民の約８割が日頃の運動不足を感じています。
- 週１日以上の運動習慣がある市民は約３割に留まっています。
- 県平均と比較して、男性・女性ともに生活習慣病の発生リスクが高くなっています。
- 自転車を利用する理由として、健康に良いからと認識している人が一定数いることから、自転車を活用した健康増進のための、機会創出が必要です。

対応の方向性

- 日常生活における自転車利用の意識の醸成ときっかけづくり

【特に注力する対象】近距離ドライバー、子育て世代

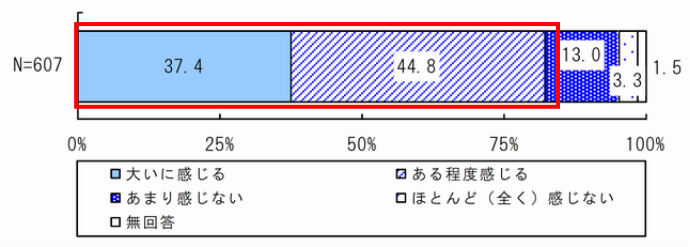

図 3-4　運動不足についての意識

出典：沼津市スポーツ推進基本計画

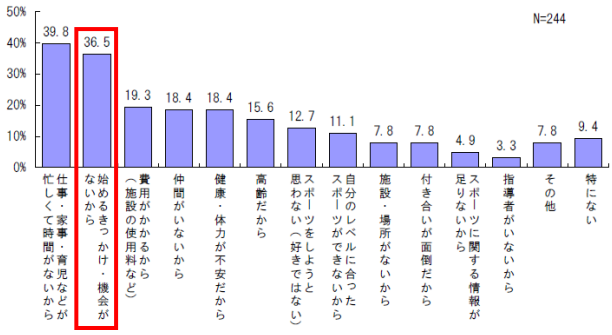

図 3-5　スポーツをしない理由

出典：沼津市スポーツ推進基本計画

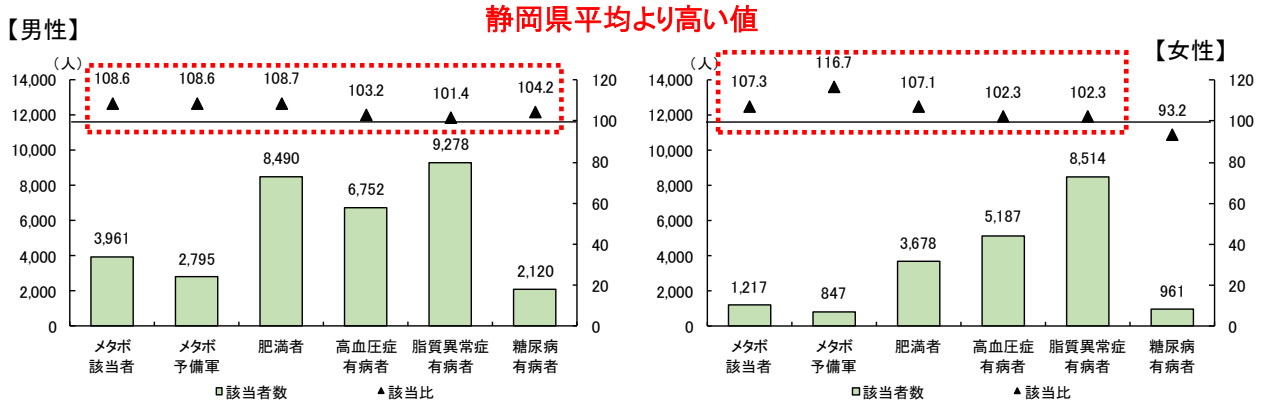

図 3-6　特定健康診査　標準化該当比

出典：平成 29 年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

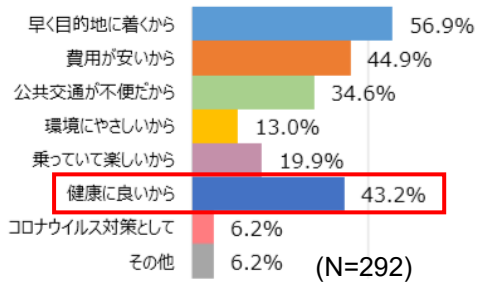

図 3-7　自転車を利用する理由

出典：令和 2 年度「自転車の利用に関する市民アンケート調査」結果から作成

課題４　観光振興

- 地域資源の活用に向けた交通手段を選択できる環境づくりが必要です。
- サイクルツーリズムによる地域活性化に向けた民間事業者等との連携が必要です。
- 自転車での観光を目的として本市を訪れる方は、web サイトからサイクリング情報を取得する人が最も多く、また、宿泊先や沼津駅の観光案内所からの情報取得をする人も多いですが、それに対応したコンテンツの情報発信が不足しています。
- 「DKFREERIDE MTB PARK」「NUMAZU サイクルステーション静浦東・スキルパーク」では、マウンテンバイク(MTB)、BMX などの自転車競技を楽しむことができます。

対応の方向性

- サイクリストの受入環境の整備
- 地域資源を活用した仕掛けづくり
- 県のモデルルート等を活かした広域的な連携

【特に注力する対象】観光客・サイクリスト

図 3-8 DKFREERIDE MTB PARK（左） NUMAZU サイクルステーション静浦東・スキルパーク（右）

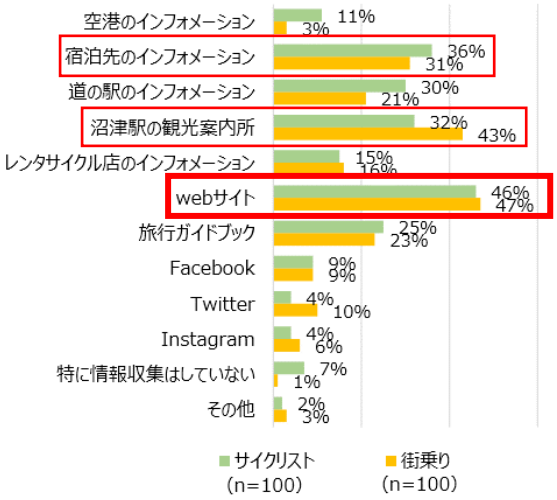

図 3-9 サイクリング情報の取得方法

出典：令和 2 年度「自転車の利用に関する観光アンケート調査」結果から作成

図 3-10 県モデルルート

出典：静岡県自転車活用推進計画から作成

4 基本方針と計画目標

4-1 基本方針

自転車や公共交通の利用環境を向上させることにより、自動車への依存は低減され、走行量が減少することで、街路の安全性が確保され、渋滞による騒音が少なくなり、まちには澄んだ空気が生まれます。

また、過度な自動車への依存から脱却し、自転車や公共交通の活用を推進することは、将来に渡る移動手段への不安を減らすだけでなく、市民の健康的な暮らしを実現することに寄与するなど、様々な面で生活の質の向上に資するものです。

さらには、国を挙げてのサイクルツーリズム推進の動きが盛んな今日、県モデルルートやナショナルサイクルルートの指定を目指す太平洋岸自転車道が通過する本市は、サイクルスポーツを目的とした集客のポテンシャルを秘めています。

本市では現在、中心市街地においては人や機能等を集積し、ウォーカブルなまちを目指すことと併せて、それぞれの拠点同士を結ぶ公共交通サービスが提供されるコンパクトなまちづくりを推進しています。自転車や公共交通は、単なる交通手段ではなく、市民の生活の質を高め、住みやすく訪れたくなるまちを実現するための重要な要素です。

加えて、今般の新型コロナウィルス感染症拡大において、いわゆる「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避することが重要とされ、ゆとりある都市空間の形成や、過剰な「密」の解消、「新しい生活様式」が求められているなか、自転車の活用がさらに必要となっています。

以上のことから、本計画では、

「住みたいまち、行きたいまち。」

～自転車利用環境の向上により、選ばれるまちへ～

を基本方針とします。

自転車を取り巻く現状を把握し、課題を解決するため、関係機関などとの横断的な連携や取り組みを効率的・効果的に進め、自転車の活用を総合的に展開することで、自転車に対する安全性や利便性等、利用環境を向上させるとともに、市民が自転車をライフスタイルに組み込み、互いに理解し合える土壌をつくりあげることで、市民の生活の質と都市の価値を高め、選ばれるまちを目指します。

なお、本計画では自転車を公共交通と共存する移動手段として適切な連携を図ることとします。

4-2 計画の目標

現状・課題の整理結果と計画の基本方針を踏まえ、本計画の４つの目標を以下のとおり設定し、それぞれの目標を達成することより、自転車文化の醸成を目指します。

目標１　自転車利用環境の充実による安全性の確保

様々な場面で安全・快適に正しく自転車を利用できる自転車通行空間の整備を推進します。

また、歩行者・自転車利用者・自動車運転者が安全で快適に共存できるように、自転車利用者・自動車運転者がルール・マナーを守るよう、交通安全に関する教育等を実施し、また、お互いへの配慮ができるよう、自転車ルール・マナーの周知を徹底することで、安全性を確保します。

目標２　移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減

鉄道や路線バスなどの公共交通と連携した取り組みや、駐輪環境の充実などによる良好な都市環境の形成を行い、まちなか及び周辺地域資源を徒歩や自転車、公共交通で訪れてもらう取り組みなど、ヒト中心のまちづくりと連携することによって、移動の利便性向上を図り、過度な自動車への依存を低減させます。

目標３　自転車の活用による健康の増進

日常生活の中で積極的に自転車を活用する機会の促進や、自転車で移動することによるメリットの周知および広報を行うことによって、自転車の魅力や健康効果を知るきっかけをつくり、自転車を活用することによる健康の増進を図ります。

目標４　サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大

自転車をきっかけとして本市を訪れる方や自転車での観光に興味を持っている方に向けて、誰でも気軽にサイクリングを楽しめる仕掛けや受入環境づくり、コンテンツの発信を強化することで、サイクルツーリズムを推進し、交流人口を拡大します。

自転車を活用した
ライフスタイルの浸透

自転車文化の醸成へ

自転車文化とは・・・

日常の移動の中で、自転車が交通手段のひとつとして利用され、まちに溶け込み、安全に安心して楽しく利用できること。

加えて、自転車の活用について、多面的に理解されていること。

自転車文化が醸成された将来イメージ（試案）

<平日の例>

<休日の例>

5プロジェクト、実施施策

5-1 各目標を達成するためのプロジェクト

４つの計画目標を実現するために、６つのプロジェクトを推進していきます。

Ⅰ　自転車通行空間整備推進プロジェクト

誰もが安全に安心して快適に通行できる自転車通行空間の整備や分かりやすい案内表示の設置など、自転車利用環境に関するハード面の整備を推進します。

Ⅱ 自転車安全利用促進プロジェクト

世代に応じた交通安全教室の開催や自動車との共存に向けた相互理解の促進など、自転車利用環境の安全性確保をソフト面から推進します。

Ⅲ 良好な都市環境の形成プロジェクト

自転車と公共交通の相互利用による利便性の向上や駐輪場の包括的なマネジメント、エコ通勤の推進などによって、良好な都市環境を形成します。

Ⅳ ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

徒歩、自転車、公共交通を使ったまちなかや周辺地域資源への周遊及び滞在を促す取り組みなど、沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車利用環境の検討により、ヒト中心のまちづくりとの連携を図ります。

Ⅴ　おでかけサイクリングプロジェクト

日々の生活のおでかけの選択肢のひとつとして、自転車を活用した移動を促進することで、健康が増進される取り組みを推進します。

Ⅵ 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

サイクリングに訪れたくなるような多彩なコース・プランの造成や受入環境の構築など、自転車で走行したくなる、実際に走ってみて快適で魅力的なサイクリング、サイクルツーリズムの創出を目指す仕組みづくりをします。

5-2 実施施策一覧

目標	プロジェクト	No	市計画における措置	掲載ページ
目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保	Ⅰ．自転車通行空間整備推進プロジェクト	1	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備	P15
		2	自転車を利用しやすい環境の整備	P18
		3	自転車通行空間の適正な維持管理	P20
		4	自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進	P21
		5	ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施	P22
		6	無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	P23
	Ⅱ．自転車安全利用促進プロジェクト	7	世代に応じた交通安全教室の開催	P24
		8	自動車との共存に向けた相互理解の促進	P26
		9	沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進	P27
		10	自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信	P28
		11	市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上	P29
		12	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進	P30
		13	自転車点検実施の推進	P31
		14	自転車ヘルメット着用の広報啓発	P32
		15	自転車損害賠償保険の加入促進	P33
目標2 移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減	Ⅲ．良好な都市環境の形成プロジェクト	16	自転車と公共交通の相互利用の利便性向上	P35
		17	公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討	P36
		18	駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し	P38
		19	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ	P39
		20	市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進	P42
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P42
	Ⅳ．ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト	21	まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討	P43
		22	沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討	P45
		23	移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討	P46
目標3 自転車の活用による健康の増進	Ⅴ．おでかけサイクリングプロジェクト	24	ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進	P48
		25	市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進	P51
		26	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施	P52
		27	地域の自転車クラブの創設促進	P53
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P54
		⑲	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ【再掲】	P54
目標4 サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大	Ⅵ．魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト	28	広域連携によるサイクルルートのブランド化の推進	P55
		29	地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの造成による誘客の促進	P57
		30	サイクル拠点の整備促進	P58
		31	官民連携によるサイクリスト受入環境の向上	P60
		32	情報発信ツールの作成	P61
		33	国内外への情報発信の強化	P62
		①	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備 【再掲】	P63
		②	自転車を利用しやすい環境の整備 【再掲】	P63
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P63
		㉖	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施 【再掲】	P63

5-3 目標１自転車利用環境の充実による安全性の確保

Ⅰ 自転車通行空間整備推進プロジェクト

市計画における措置	1.沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備
事業内容	●自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買物等の日常的な移動や観光・レクリエーション等で、安全・安心・快適に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。 ■沼津市自転車ネットワーク計画路線（市街地）と整備形態の例

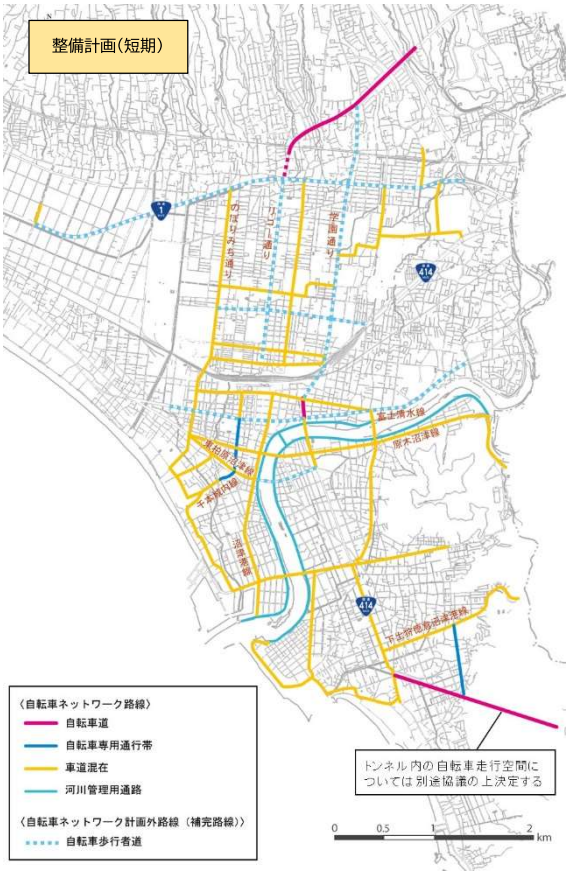

（出典：沼津市自転車ネットワーク計画）

■自転車道（国道414号）

■自転車専用通行帯
（市道0246-3号線）

■車道混在（市道0107号線）

■自転車歩行者道（国道414号）

■道路空間の再配分により自転車の走行空間を確保した例（松山市）

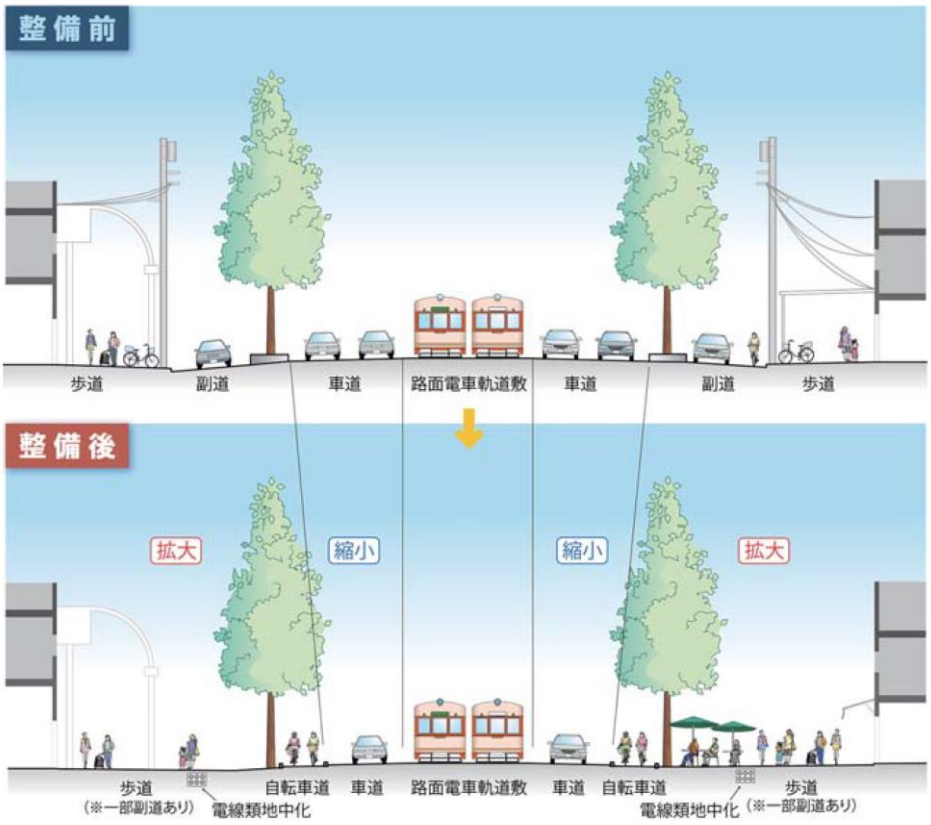

（出典：松山市）

市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　自転車通行空間を設置した道路における自転車通行ルール

- 市内で設置を進めている自転車専用通行帯や車道混在（矢羽根型路面表示）による自転車通行空間は、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものであり、自転車利用者だけでなく自動車のドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を認知してもらうために設置しています。

■ガイドラインにおける整備形態

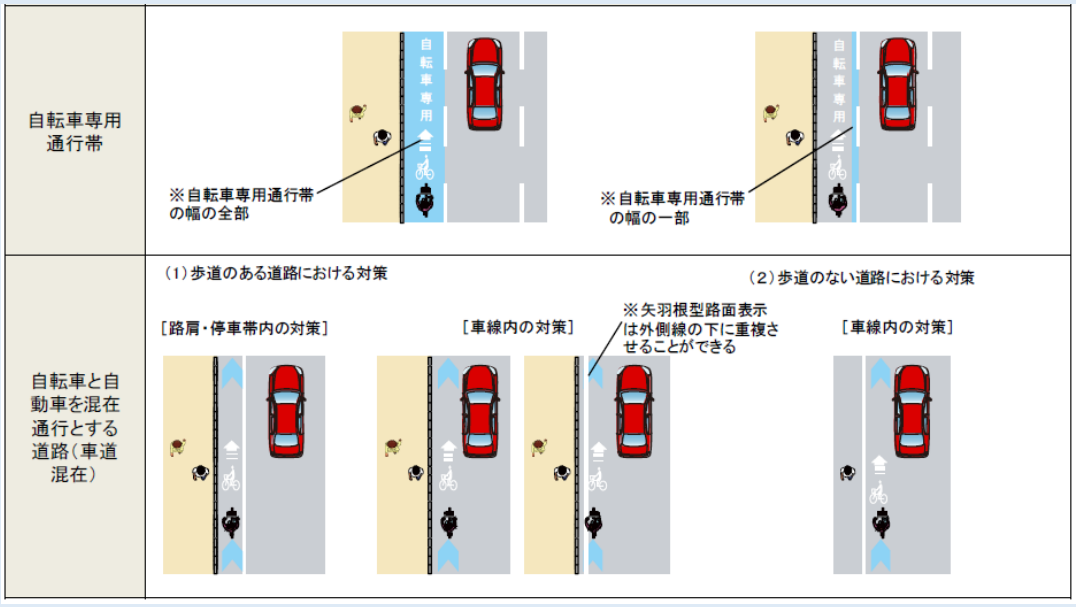

（出典：国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」）

- 自転車は車道通行が原則であり、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。（著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。）
- また、道路では左側を通行しなければならず、自転車専用通行帯が設置されている路線では、原則自転車専用通行帯を、車道混在（矢羽根型路面表示）が設置されている道路においては、路面表示に沿って車道の左側端を通行しなければなりません。
- 交差点では、矢羽根型路面表示に沿って通行しなければなりません。右折時には交差点を矢羽根型路面表示に沿って直進後に方向転換（2段階右折）すること、左折時には横断歩道の歩行者を優先し、左折車の巻き込みに注意することが必要です。

■車道混在（矢羽根型路面表示）設置道路における通行ルールに関するチラシ

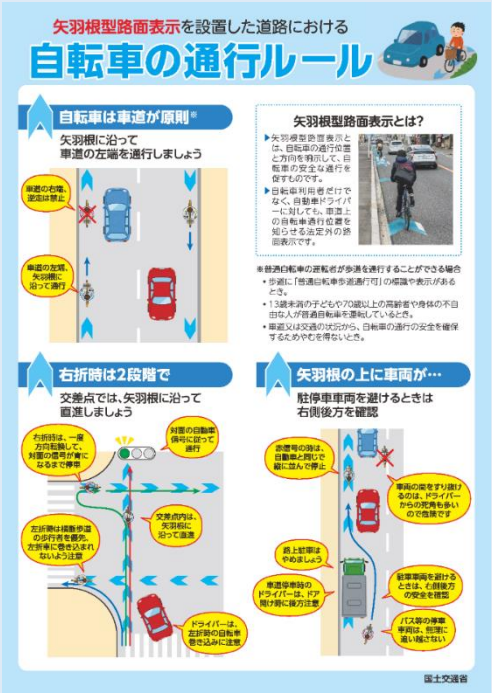

（出典：国土交通省）

市計画における措置	2.自転車を利用しやすい環境の整備
事業内容	●案内誘導サイン、危険箇所での注意喚起、夜間の安全性を確保するための街灯等を整備します。 ●県の整備方針やナショナルサイクルルートにおける案内誘導の方針を踏まえ、多言語化を含めた統一的な案内誘導サイン等を整備します。 ■太平洋岸自転車道における路面表示・案内看板の整備イメージ 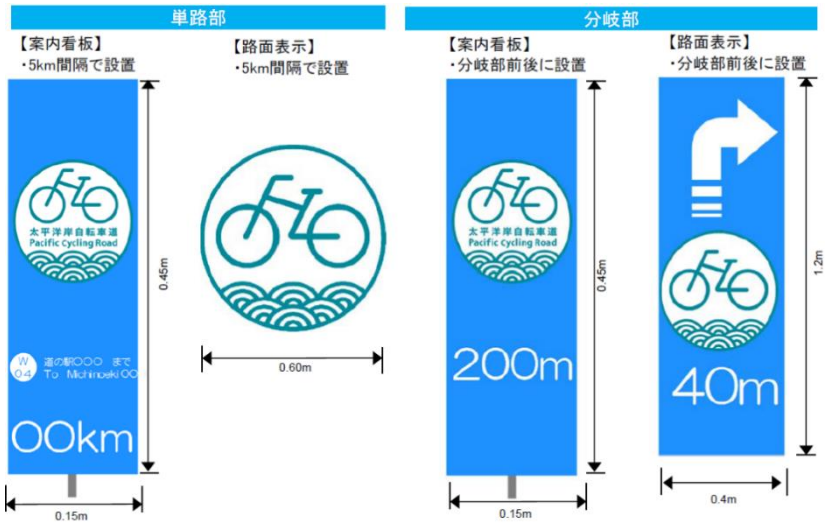 （出典：国土交通省「太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けたアクションプラン（令和元年12月20日公表）」）
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、道路管理課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　ナショナルサイクルルート指定を目指す太平洋岸自転車道

ナショナルサイクルルート制度

- ナショナルサイクルルート制度とは、自転車活用推進法に基づき創設された制度で、下記5つの項目で「一定の要件」を満たすサイクリングルートを対象に国の「推奨ルート」として指定しています。
  ①ルート設定／②走行環境／③受入環境　／④情報発信／⑤取組体制
- 令和元(2019)年10月に、茨城県の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」、滋賀県の「ビワイチ」、愛媛県と広島県にまたがる「しまなみ海道サイクリングロード」の3ルートがナショナルサイクルルートに指定されました。

■ナショナルサイクルルート

(出典:GOOD CYCLE JAPAN(国土交通省WEBサイト))

太平洋岸自転車道

- 太平洋岸自転車道とは、千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山市に至る延長1,400キロメートルの自転車構想です。
- 関係する自治体で構成される「太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会」において、令和元年9月時点で下記の項目が検討されています。
  (自転車通行空間の整備／分岐部等における路面表示・案内看板の設置／鉄道駅などにおけるレンタサイクルや着替え場所等の整備／サイクルステーションの整備／日英2か国語以上でのホームページ、サイクリングマップでの情報発信)
- 沼津市でも、太平洋岸自転車道の一部区間が通っており、統一した整備を進めております。

■太平洋岸自転車道の概要

(出典:太平洋岸自転車道(国土交通省WEBサイト))

市計画における措置	3.自転車通行空間の適正な維持管理
事業内容	●自転車通行空間の定期的な舗装修繕・道路整備、自転車が通行する車道路面上の滑りやすい土砂の除去等、適切な維持管理を実施します。 ■自転車通行環境の維持管理 （出典：川崎市自転車活用推進計画） ■タイヤがはまりにくい工夫をしたグレーチング蓋 （出典：国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」）
市担当課	道路管理課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	4.自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進
事業内容	●自転車専用通行帯等が設置されている道路において、自転車通行に支障をきたす路上駐車が多い路線では、警察署に違法駐車の取締りを要請します。 ●また、違法駐車を減らすために、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、違法駐車の追放対策を推進します。 ■違法駐車の取締り状況（沼津市）
市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○:検討　●:実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	5.ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
事業内容	●生活道路を走行する車両の速度抑制や進入抑制を図るため、生活道路について、路面表示やボラード等の狭さく、立体に見える路面表示等の設置による安全対策を検討します。 ■ゾーン30※の整備や狭さくの設置例 （出典：国土交通省「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」） ※ゾーン30は、ゾーン（区域）を定め、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制します。
市担当課	道路管理課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	6.無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
事業内容	●無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。 ■無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備事例 国道208号　八江地区電線共同溝事業 右京町横断歩道橋よりみやま市側を望む （出典：国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所HP）
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、駅周辺区画整理事務所

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

Ⅱ 自転車安全利用促進プロジェクト

市計画における措置	7.世代に応じた交通安全教室の開催
事業内容	●安全な自転車利用に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた体系的な自転車安全教育を実施します。 ●子ども、初心者、女性、高齢者など、ターゲットに応じた自転車の乗り方教室を実施します。 ●運転免許証返納後の足として、電動アシスト自転車を使用した交通安全教室の実施など、各世代のニーズに合わせた交通用具を用いた自転車安全教室を実施します。 ■交通安全教室の実施例(沼津市)
市担当課	生活安心課、学校教育課

実施スケジュール(○:検討 ●:実施)

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム 交通安全に関する静岡県独自の取り組み「交通安全リーダー」

- 静岡県では県内の小学6年生全員を「交通安全リーダー」として指名、リーダーワッペンを着用させ、登下校時に下級生へ交通ルールの規範を示す取り組みを実施しています。
- 年に1回、各小学校で開催する「交通安全リーダーと語る会」では、6年生・保護者・地域の交通安全担当・警察等の関係者と、交通安全に関する課題(自転車に限らず、交通安全全般に関して)を設定し、現地を確認するなど、課題に対する解決方法などについて意見交換を行っています。

■リーダーワッペン

■交通安全リーダーと語る会

コラム　自転車安全利用五則

- 自転車を安全に利用してもらうために、自転車に乗車時に守るべき交通ルールを分かりやすく伝えるため、警察庁が特に重要なものを5つにまとめた基本的なルールを自転車安全利用五則といいます。
- 交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを認知しているだけでなく、それらをきちんと遵守することが重要です。

■自転車安全利用五則に関するチラシ

（出典：静岡県警察HP）

市計画における措置	8.自動車との共存に向けた相互理解の促進
事業内容	●自転車利用者だけでなく、車道上において互いに関与しあう自動車のドライバーに対しても、自転車ルールや思いやり運転等を周知・啓発することで、自転車交通の総合的な安全性の向上を推進します。 ●各世代での交通安全教室実施の際や、教習所での講習時に、安全を保つためのルールや、マナーの周知啓発を実施します。 ■思いやり1.5m運動ステッカー配布の例 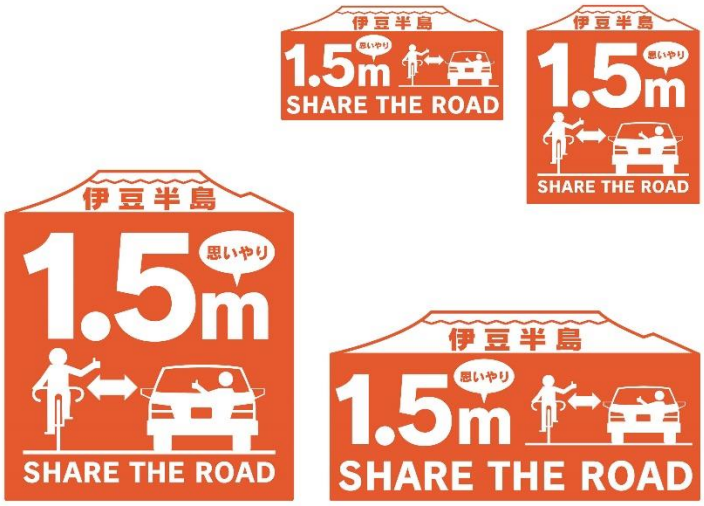 （出典：伊豆観光圏活性化協会）

市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	9.沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進
事業内容	●市内12の高等学校で構成される「沼津市高校生自転車マナー向上委員会」の一斉街頭指導及び啓発活動等の活動推進により、高校生のさらなる自転車マナー向上と交通事故防止を図ります。 ■沼津市高校生自転車マナー向上委員会の活動の様子（沼津市）
市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○:検討　●:実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	10.自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
事業内容	●県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。 ●自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、自転車の視点や学生の視点を踏まえた通学路の安全点検を実施し、「通学路安全マップ」を作成します。 ●日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。 ■市街地の「ヒヤリハットマップ」の作成例（伊達市） （出典：伊達市）
市担当課	生活安心課、学校教育課、道路管理課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	11.市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上
事業内容	●市役所職員は、自転車の交通について、地域住民の手本となるようにします。 ●交通関連書類等の回覧の実施や庁内掲示板などを活用して、市職員に対する交通マナーの周知徹底を図ります。 ■市役所職員の交通マナー関連書類の回覧（石狩市） （出典：石狩市）
市担当課	人事課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進
事業内容	●5月の自転車月間において、市民の自転車利用促進を啓発するため、自転車を活用した健康増進セミナー、自転車通勤に関するセミナー等のイベント実施やレンタサイクルの特別割引を検討します。 ●シェアサイクルの体験イベント開催について、事業者への働きかけを検討します。 ■自転車月間における各地域での取り組みの例 【北海道】 自転車の利用促進や安全利用に係る普及啓発の取組を実施 シェアサイクル登録会 自転車安全教室 【静岡県】 県政広報誌のほかテレビ、ラジオ等報道機関と連携した広報を展開 県政広報誌への掲載 【福岡県】 庁舎内にリーフレットの配架等するとともに自転車シミュレーターの体験コーナーを設置 自転車シミュレーターの体験 （出典：第2回自転車活用推進官民連携協議会資料「令和2年自転車月間について」）
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	13.自転車点検実施の推進
事業内容	●現在市内の小中学校児童・生徒を対象とした自転車無料点検を実施し、自転車の整備不良による交通事故を防止するとともに、自転車の整備の重要性についても学んでいます。（年間あたり約7校実施）（協力：自転車軽自動車商業協同組合沼津駿東支部） ●定期的な自転車点検の必要性や点検の方法等、自転車販売店や学校等と連携して情報発信することで、自転車利用者の安全意識向上を図ります。 ●市営駐輪場利用者を対象に自転車無料点検サービスの実施を検討し、点検整備を受ける気運の醸成やTSマークの普及に取り組みます。 ■自転車の点検整備（沼津市） 自転車の無料点検 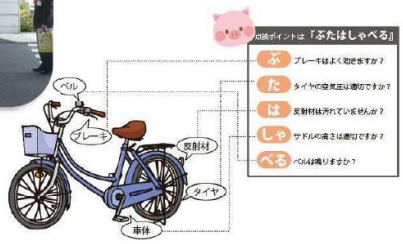 ぶたはしゃべる （出典：川崎市自転車活用推進計画）
市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	14.自転車ヘルメット着用の広報啓発
事業内容	●市内の小・中・高等学校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図るとともに、自転車乗車時のヘルメット着用に努めるよう指導します。 ●県や警察と連携し、自転車ルール・マナーの周知・啓発のため、定期的な街頭指導やキャンペーン、自転車活用を啓発するイベント等を実施します。 ●事故データに基づく、安全教育内容の重点化や、ルールの根拠を示す等、わかりやすいパンフレット等を作成します。 ■ヘルメット着用促進の啓発例 （出典：愛媛県HP）

市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	15.自転車損害賠償保険の加入促進
事業内容	●近年、全国的に自転車関連事故の高額賠償事例が発生していることを受け、被害者救済、加害者の経済的負担を軽減するため、県が制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための広報・啓発活動を実施します。 ■自転車損害賠償保険に関する情報の発信 （出典：静岡県）

市担当課	生活安心課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　静岡県で自転車条例が制定、自転車損害賠償責任保険は加入義務化

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（静岡県自転車条例）

- 静岡県では、海外からの来訪者を含め、県民の安全を確保するためにも、安心して自転車を利用できる環境整備をすることを目的に、平成31年（2019年）4月1日に「静岡県自転車の安全で適正な利用が促進されるよう条例」を制定しました。
- 主な規定内容は、「県民の役割」、「自転車の安全適正利用」、「自転車損害賠償責任保険の加入義務」です。

条例における規定内容	概要
県民の役割 （第3条～第8条関係）	交通ルールの遵守、マナー向上は、普段から家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。保護者・学校及び事業者は看護する未成年、児童・学生または従業員への自転車の安全適正利用の教育に努めましょう。
自転車の安全適正利用 （第9条～第10条関係）	自転車は車両です。自転車関係法令に従うほか夜間のライト点灯や反射材の装着をしなければなりません。自動車と同じようにタイヤの空気圧やブレーキの効きなど日常的な点検を行いましょう。また、児童・中学生の通学時、幼児用座席の幼児乗車時は、乗車用ヘルメットを着用しなければなりません。
自転車損害賠償保険の加入義務 （第11条～第13条関係）	自転車事故の備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は、自転車保険に加入しなければなりません。

自転車での加害事故による高額な賠償金の事例

- 自転車の利用者が事故の被害者になることもあれば加害者になることもあり、思いもよらない負担を強いられる結果を招くことがあります。もし加害者になった場合は損害賠償責任保険が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

判決認容額※	事故の概要　（日本損害保険協会調べ）
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別の無い道路において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。【神戸地裁　平成25年7月4日判決】
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突、男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失）が残った。【東京地裁　平成20年6月5日判決】
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した【東京地方裁判所、2003年9月30日判決】

（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算的）。上記裁判後の上訴等により加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

5-4 目標２移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減

Ⅲ 良好な都市環境の形成プロジェクト

市計画における措置	16.自転車と公共交通の相互利用の利便性向上
事業内容	●自宅から目的地への移動において、バス停周辺施設等と連携した駐輪場の確保に努めることで、自転車とバスを乗り継ぎ、スムーズなおでかけを支援するサイクル＆バスライドを促進します。 ●借りた場所以外の場所でも返却できるシェアサイクルの特徴を活かし、路線バスやタクシーとシェアサイクルを相互利用できるサービスを検討します。 ■サイクル＆バスライド　駐輪場の設置 （出典：茅ケ崎市） ■シェアサイクル（ハレノヒサイクル）予約画面 （出典：ハレノヒサイクルHP） ■サイクル＆バスライド（厚木市地域公共交通会議での取り組み） ◇今後における整備の考え方 【考え方①】 バス停付近の余剰地やコンビニ等に、自転車が自然発生的に駐車され潜在的な需要がある場所に整備する考え方。 ○候補地 A：相川中学校前バス停付近（新東名建設予定地の余剰地） B：宿原入口バス停付近（コンビニの駐車場） C：中平バス停付近（空き地） D：林中学校前バス停付近（歩道橋下） 【考え方②】 自動車交通を抑制させ、バスへの転換を促す考え方。 バス停まで歩くのは遠いが、自転車であれば行くことができるというニーズを発掘していきます。 （出典：厚木市）
市担当課	まちづくり政策課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	17.公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討
事業内容	●公共用地を利活用したシェアサイクルやレンタサイクルの設置を促進するため、公共施設の用地や都市再生特別措置法の占用特例を活用した、都市公園や道路上への設置を検討します。 ●公共交通機関との連携を図るため、鉄道事業者等に駅周辺へのシェアサイクルやレンタサイクルポート設置について協力に関する働きかけを実施します。 ●シェアサイクルポートと連動した自転車通行空間整備および駅等における案内サインの設置についても併せて検討します。 ■占用特例を活用した設置例 2. サイクルポートの設置状況 国土交通省 都市再生特別措置法に基づく占用特例の活用 ➢ポート設置位置等を明示した都市再生整備計画（案）を策定し、公共施設管理者協議を経て、HPへの掲載等により公表することにより、公共施設におけるサイクルポートの占用特例が活用できる。 ➢占用特例の活用のみを行う場合は、事務手続き上、国や都道府県との協議は必要とせず、地方公共団体の裁量で、都市再生整備計画の策定・公表ができる。 道路の占用特例 平成23年　都市再生特別措置法改正 ○サイクルポート等について、一定の条件の下で、道路占用許可の特例として、無余地性の基準が緩和できる。 特例の対象施設 都市の再生に資し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であって、施設等の設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられているもの。（都市再生法40条10項、同施行令14条） ①広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの （略） ③自転車駐車場で駅前または駅周辺で自転車を管理する事業の用に供するもの （略） 都市公園の占用特例 平成28年　都市再生特別措置法改正 ○賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加 都市公園へのサイクルポート設置（イメージ） ■占用特例の活用都市（平成29年12月末時点） ○道路・・・高崎市、岡山市、北九州市、神戸市、姫路市 ○都市公園・・・姫路市 （出典：国土交通省「全国シェアサイクル会議資料：シェアサイクルの取り組み等について」） ■（シェアサイクル）ハレノヒサイクル （出典：ハレノヒサイクルHP）

市担当課	まちづくり政策課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	○	●	●	●	●	●	●	●

コラム　コロナ禍における自転車への期待

- 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)[令和2年8月31日国土交通省発表]において、令和2年(2020年)の新型コロナ危機を契機に生じた変化として、公共交通から自転車への転換の可能性が挙げられています。その中で、今後は公共交通だけではなく、多様な移動手段の確保や自転車が利用しやすい環境整備の必要性が示されております。

■自転車を取り巻く環境の変化

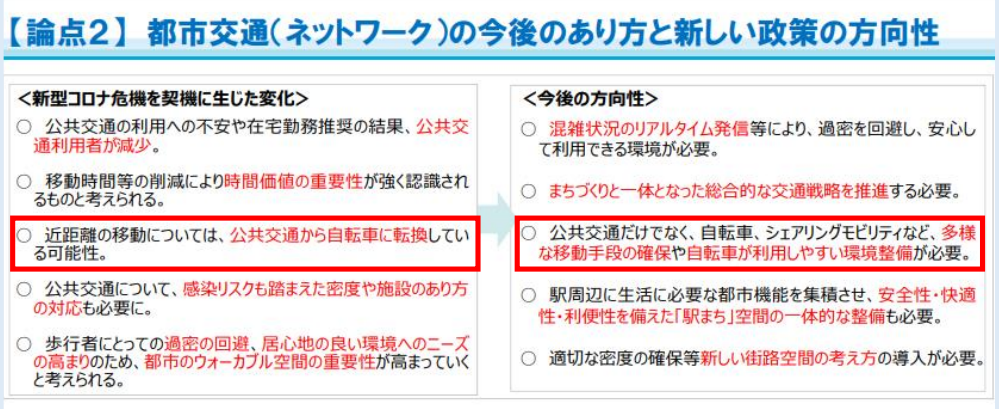

(出典:「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)(国土交通省)から作成)

- 国土交通省の調査(シェアサイクルを導入する自治体を対象)によると、コロナ禍におけるシェアサイクルへの期待として、「3密回避・感染予防対策」や「公共交通の機能補完」への期待が多い状況です。

■コロナ禍におけるシェアサイクルへの期待

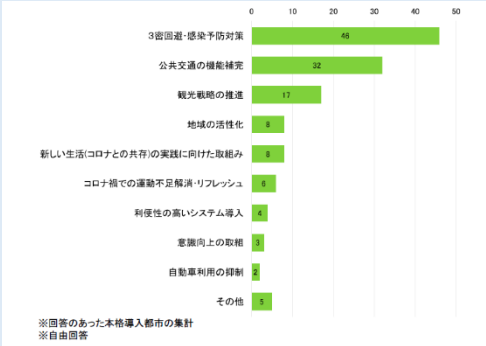

(出典:第3回全国シェアサイクル会議資料(国土交通省))

コラム　自転車プローブデータの活用（前橋市）

- 自転車通行空間の整備においては、自転車の利用実態に即した環境整備が求められています。
- 前橋市では、関連事業者と協定を締結し、IoTユニット(GPS、LTE機能)を取り付けた回生電動アシスト自転車を活用し、自転車走行データ等を収集・分析・検証するモニタリング事業を開始しました。
- 得られた移動データやアンケート調査の結果は、シェアサイクルの事業化(令和3年4月より開始予定)や自転車利用環境の整備検討に活用される予定です。

走行データの分析結果の活用事例

○ 走行データを元に道路利用状況を把握
⇒**自転車利用環境整備、向上**に役立てる

○ 走行データとアンケートを分析し今後の需要を予測
⇒**シェアサイクル事業化及び運用の参考**とする
(サイクルポート設置、走行距離、走行日時等)

出典：前橋市資料より

(出典:国土交通省「第4回シェアサイクルの在り方検討委員会」資料2公共的な交通としての在り方について)

市計画における措置	18.駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し
事業内容	●市営の駐輪場は無料で利用することができ、市内では無秩序な放置自転車はほとんど確認されません。今後も安全に安心して利用できる駐輪場の維持のため、包括的なマネジメントを行います。 ●また、自転車の回遊性を確保するため、放置禁止区域は柔軟に見直します。 ●都市景観を損なわず、ウォーカブルなまちに資する沼津市中心市街地まちづくり戦略と連携した道路空間での駐輪の在り方を検討します。 ■沼津駅北口第2自転車等駐車場 ■原駅自転車等駐車場
市担当課	まちづくり政策課

実施スケジュール（○:検討　●:実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	19.市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ
事業内容	●市民に対し、環境にやさしく健康に良い「自転車」の魅力を、Facebook「エコのまち沼津」などを使って広報します。エコ通勤のメリットを広報し、実践を呼び掛けます。 ■環境に配慮した通勤による効果の発信例（エコ通勤リーフレット） 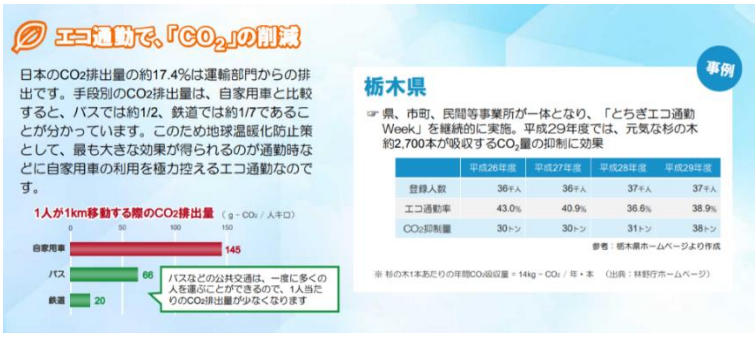 エコ通勤で、「CO_2」の削減 日本のCO2排出量の約17.4%は運輸部門からの排出です。手段別のCO2排出量は、自家用車と比較すると、バスでは約1/2、鉄道では約1/7であることが分かっています。このため地球温暖化防止策として、最も大きな効果が得られるのが通勤時などに自家用車の利用を極力控えるエコ通勤なのです。 1人が1km移動する際のCO2排出量（g－CO2／人キロ） 自家用車 145 バス 66 鉄道 20 バスなどの公共交通は、一度に多くの人を運ぶことができるので、1人当たりのCO2排出量が少なくなります 事例 栃木県 県、市町、民間等事業所が一体となり、「とちぎエコ通勤Week」を継続的に実施。平成29年度では、元気な杉の木約2,700本が吸収するCO2量の抑制に効果 （出典：国土交通省「エコ通勤リーフレット」） ●事業者に対し、エコ通勤の推進に役立つ自転車通勤導入制度等の情報を紹介します。自転車通勤制度等の導入により企業価値を向上させるといった事業者にとっての取り組みのメリットを広報します。 ■自転車通勤導入に関する手引きとエコ通勤 自転車通勤導入に関する手引き 令和元年5月 自転車活用推進官民連携協議会 （出典：自転車活用推進官民連携協議会「自転車通勤導入に関する手引き」） 『エコ通勤』とは？ クルマから、環境にやさしいエコな通勤手段に転換すること。 企業等の総務・広報・CSR関連部署の皆さまへ 始めよう『エコ通勤』 エコロジー×エコノミー×エクセレンス （出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）
市担当課	環境政策課、健康づくり課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　国による自転車通勤制度拡大のための取組

●自転車通勤を推進することは、環境負荷の低減・交通渋滞の緩和、国民の健康維持増進につながることから、国は、自転車活用推進計画に基づき、自転車活用推進官民連携協議会と連携し、自転車通勤を拡大するために以下の取組を進めています。

- **「自転車通勤導入に関する手引き」を策定**
  企業等において、これから自転車通勤制度を導入するための検討をする際や、すでにある自転車通勤制度の見直し行う際の参考としていただくことを目的に、「自転車通勤導入に関する手引き」を策定しています。
- **『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトの創設、募集開始**
  企業等における自転車通勤の推進に関する自主的な取組を促進することを目的とした、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度である「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」を新たに創設し、募集を開始しています。

■自転車通勤推進企業宣言プロジェクトの認定ロゴマーク及び認定基準

	認定ロゴマーク	認定基準
宣言企業		✓ 企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保 ✓ 自転車で通勤する従業員向けに安全教育を年1回以上実施 ✓ 自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険の加入を義務化
優良企業		✓ 自転車で通勤する従業員の定期的な点検整備を義務化 ✓ 自転車で通勤する従業員の自転車盗難対策の義務化 ✓ 自転車通勤時のヘルメット着用の義務化 ✓ その他、自転車通勤を推進する先進的な取組

※国交省が認定する「自転車通勤推進宣言企業」として、県内では静岡県庁に次いで、加和太建設株式会社（三島市・沼津市周辺でシェアサイクル事業を展開）が民間としては県内1号で認定されています。

（出典：自転車活用推進官民連携協議会（国土交通省WEBサイト））

コラム　自転車は近・中距離で、通勤時間の短縮に期待ができます

- 自転車は渋滞に関係なく、鉄道の待ち時間や駐車場を探す時間も必要ないことから、一定の距離以内（約500m～5km以内）の都市内移動では最も所要時間が短い交通手段であると示されています。
- また、定時性に優れていることから、近・中距離での通勤時間の短縮や定時性の確保に効果的です。

■交通手段別の移動距離と所用時間の関係

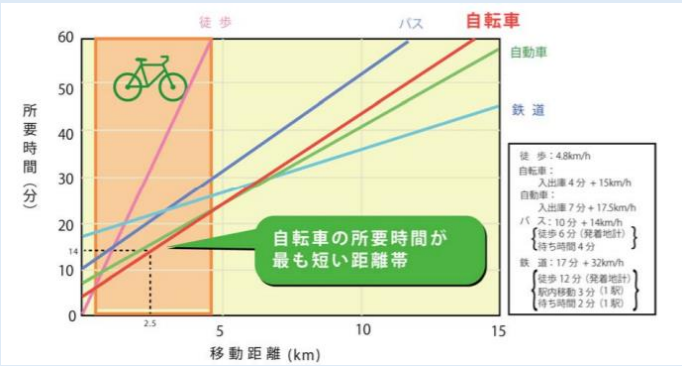

（出典：国土交通省「自転車通勤導入に関する手引き」）

コラム　自転車通勤による労働生産性の向上効果

●自転車通勤を実施したところ、時間の使い方や仕事の成果が向上するなど、労働生産性が向上したという調査結果もあります。

●自転車通勤による効果として事業者・従業員の双方へのメリットが期待されます。

（出典：Cyclingood Health Data File（株)シマノ）

市計画における措置	20.市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進
事業内容	●市役所職員の市内近距離移動手段として、公用自動車の代わりに活用するもので、CO2の排出削減と職員のエコ意識の向上を目的するために、配備されている公用自転車を活用し、積極的な利用を促進します。 ●具体的な利用促進に関する仕組みは、移動のルールの設定なども考慮して、今後検討します。 ■公用車として導入された電動アシスト自転車(リース) (出典:泉大津市HP) 現在市では、公用自転車として、6台の電動アシスト自転車を導入(令和3年3月時点)
市担当課	資産活用課

実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課

実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

Ⅳ ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

市計画における措置	21.まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討
事業内容	●市営香貫駐車場や民間駐車場など、中心市街地の外縁(フリンジ)の駐車場(パーキング)を活用し、自転車(シェアサイクルやレンタサイクル)や公共交通を利用して、まちなかや沼津港などを周遊し、滞在してもらう取り組みを検討します。 ●狩野川や沼津駅～沼津港間などを、ゆっくりとした移動でまちを愉しみ、周遊し、滞在してもらう取り組みです。 ●週末の沼津・Week End Marketなど、今後定期的な開催を検討しているマーケットと同時に開催することで、さらなるまちへの周遊や滞在を促進します。 ●フリンジパーキングを利用し、シェアサイクルやレンタサイクル、公共交通などを利用するきっかけになるようなインセンティブ等についても検討します。 ■シェアサイクル・レンタサイクルやEVバスでまちなか、周辺地域資源を回遊する例(沼津市) ■パーク＆ライド実施例(奈良市) (出典:奈良中心市街地公共交通活性化協議会)
市担当課	まちづくり政策課、ウィズスポーツ課

実施スケジュール(○:検討 ●:実施)

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	○	●	●	●	●	●	●	●

コラム　シクロヴィア（ボゴタ市）

●南米コロンビアの首都・ボゴタ市では、毎週日曜の午前7時から午後2時まで、全長121kmにもおよぶ中心市街地の大通り等へのクルマやバイクの乗入れを制限するイベント「Ciclovía（シクロビア、「自転車の道」）」を実施しています。

●シクロヴィアは1974年に、大気汚染による健康被害と運動不足への対策を目的としてボゴタ市の主導で始められました。現在では150万人ものボゴタ市民が参加しています。

●このような、道路への自動車の乗入れを禁止して、ウォーキングやランニング、サイクリングを楽しむ人に開放する取り組みは「オープンストリート」と呼ばれ、世界中で行われています。

（出典：文（greenz.jp「全長121kmの自転車天国！　渋滞世界一の都市ボゴタには、スポーツ嫌いの人も走りたくなる「道」がある。（2019.07.08、Text:橋口創吾）」より抜粋）、写真（Instituto Distrital de Recreación y Deporte Bogotá）

コラム　サマー・ストリート（ニューヨーク市）

●ニューヨーク市では、市交通局（DOT）により、歩行者を主役とした街路空間への転換が進められています。

●取り組みのひとつである「サマー・ストリート」は、マンハッタンの南北を縦断する約11kmの大通りを、8月の土曜日3回にもわたって歩行者空間化するイベントで、交通局主導のもと、多数の市の組織およびシティバンクをはじめとした民間企業との協力によって開催されています。

●南米コロンビア・ボゴタ市の週末自転車道シクロヴィアや、フランスのパリ・プラージュといった取り組みをモデルとして2008年から開始されました。

●ウォーキング、サイクリング、ヨガ等のトレーニング、フードの飲食等を楽しむことができます。

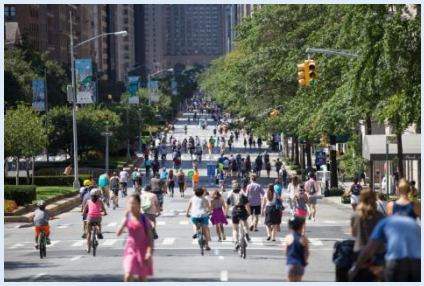

（出典：ソトノバHP「トレーニング意欲を刺激する！今年も　ニューヨークにサマーストリートがやってきた！（2019-10-17）」、https://sotonoba.place/nyc-summerstreets）

市計画における措置	22.沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討
事業内容	●沼津市中心市街地まちづくり戦略に位置付けた戦略や方策の進捗と連携し、中心地市街地の自転車通行空間の在り方と駐輪場の配置を検討します。 ◆駅舎西側より臨む 将来の沼津駅南口駅前広場 （イメージ） （出典：沼津市中心市街地まちづくり戦略） ■沼津市自転車ネットワーク計画路線（市街地） 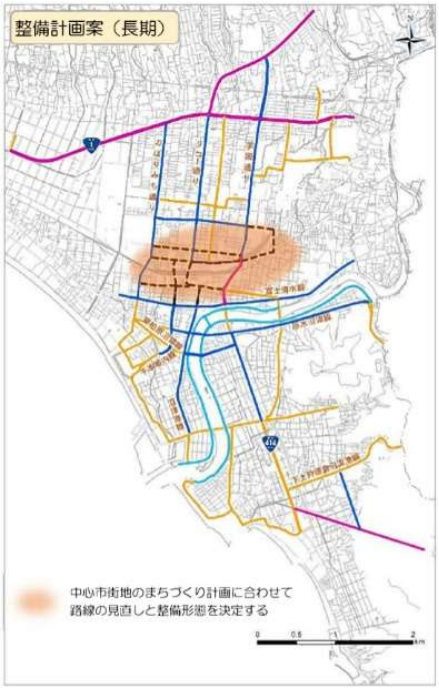 （出典：沼津市自転車ネットワーク計画） ●具体的には、沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動し、沼津市自転車ネットワーク計画の市中心市街地の路線の見直しや、沼津駅周辺総合整備事業と連動した鉄道高架下等への駐輪場の再配置を検討するものです。
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	○	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	23.移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討
事業内容	●まちの賑わい創出や地域公共交通の課題解決など、将来を見据えた、多様な交通手段による中心市街地と周辺地域資源の回遊ネットワークの充実を図るため、自転車通行空間等における新技術等を駆使したスローな移動手段の活用を検証するなど、新しい移動手段の在り方を検討します。 ●日常的に誰もが使えるという観点から、多様なモビリティツールを選択できることや体験することについて検討します。 ●リノベーションまちづくりと連携した取り組みを検討し、今ある資源や公共空間を活かしながら、公民連携による新たなモビリティツールの活用を検討します。 ■参考：岡崎市乙川河川敷を活用した電動マイクロモビリティの実証実験（岡崎市） （出典：岡崎市） ■参考：近距離モビリティ「WHILLウィル」利用したシェアリングサービス（横浜市） （出典：横浜市） ■参考：大手前通り活用チャレンジ“ミチミチ“での滞留空間を活用した社会実験（姫路市） ●姫路市では、姫路駅から姫路城までの通過動線となっている姫路のメインストリートである大手前通りにおいて、「大手前通りが居心地の良い日常使いの場所へ」をコンセプトに、憩いやくつろぎの場として利用されることを目指して、マルシェやイス・テーブル等を設け、段階的に人が居る状況をつくり、利用価値を高める取り組みを実施しています。“ミチミチ”では、櫓やパーティバイク（複数人で楽しめる自転車）等、滞留空間を活用することで、多くのアクティビティが生まれ滞留時間が伸びています。（出典：姫路市）
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　リノベーションまちづくり

●既存の公共空間や空き家、空店舗、空きビル及び空き地等の土地、建物などの遊休不動産等を地域資源と捉え、リノベーションの手法で新たな使い方を創出し、産業振興と地域コミュニティの再生などを図ることを目的として、公民連携により、エリアの期待値を高め、更なる価値向上を目指す取り組みです。

●従来行われてきた「ないものをつくる」まちづくりから、「あるものを活かす」まちづくりへの発想の転換を行い、沼津にしかない地域資源を活かすことを基本的な考え方としています。

●沼津市では、2015年からリノベーションまちづくりへの取り組みをスタートし、これまでに数多くの実事業、プレーヤーが生まれてきました。その結果、沼津市全域に多くの事業創出が図られてきています。

■参考：自転車と関連したリノベーションまちづくりでの情報提供例（沼津市）

（沼津南リノベーション事例＆スポットガイド・・・沼津南エリアならではの過ごし方やライフスタイルを提案）

コラム　歩行者利便増進道路（ほこみち）

●道路法等の一部を改正する法律（R2.11.25施行）により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されました。「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として指定した道路では、歩道の通行空間とは別に、歩行者が安心・快適に滞留できる、賑わいを目的とした空間を定めることが可能となります。

●カフェやベンチのほか、シェアサイクルのポートの設置もしやすくなり、歩行者や自転車の利用しやすい空間づくりが進むことが期待されます。

（出典：国土交通省「歩行者利便増進道路（ほこみち）の普及展開に向けて」）

5-5 目標３自転車の活用による健康の増進

Ⅴ　おでかけサイクリングプロジェクト

市計画における措置	24.ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進
事業内容	●「ぬまづ健康マイレージ」において健康面から自転車の活用を促し、市民が楽しみながら健康維持・増進に取り組むことを支援します。 ■ぬまづ健康マイレージのリーフレットとメニュー項目

健康メニュー	メニュー項目（例）	ポイント数
こ（心・絆）	１日１回以上「ありがとうという」　誰かの相談にのる ボランティア活動をする	1
う（運動）	ながら運動（何かをしながらの運動）をする　階段を利用する ラジオ体操をする　ウォーキングをする　自転車通勤をする	1
し（食事）	主食、主催、副菜をそろえた食事をとる　夜食を控える 毎食野菜を食べる　よく噛んで食べる　緑茶を飲む	1
き（健康の基本）	検診を受ける（がん検診・特定検診・歯科検診・人間ドッグなど） 予防接種を受ける　乳がんのセルフチェックをする 市・一律病院主催の運動教室・健康講座を受講する	3

市担当課	健康づくり課

実施スケジュール（○:検討　●:実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　自転車の健康効果

●ある調査結果によると、自転車にのる習慣のなかった人が3ヶ月間自由に自転車を利用した結果、平均で体重は2.3kg、体脂肪率は1.2%ダウンしました。

●もともとの体重や日々の運動量によって効果に差は生じますが、継続して自転車を活用することで、メタボの解消が期待されます。

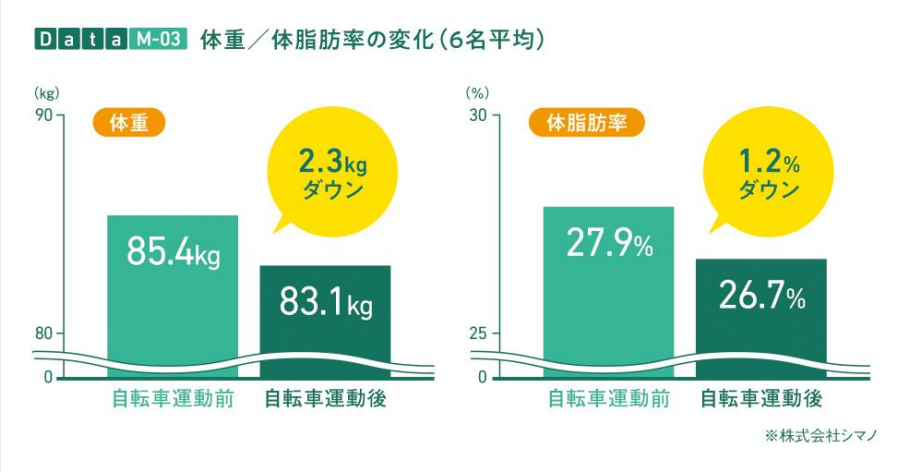

（出典：Cyclingood Health Data File（株）シマノ）

●イギリスの研究結果によると、「クルマや公共交通」を利用している人に比べて、「自転車と徒歩」「自転車と公共交通機関」の組み合わせで通勤している人のほうが、心臓疾患やがんの死亡／発症リスクが低く、自転車の活用が疾患予防につながることが期待されます。

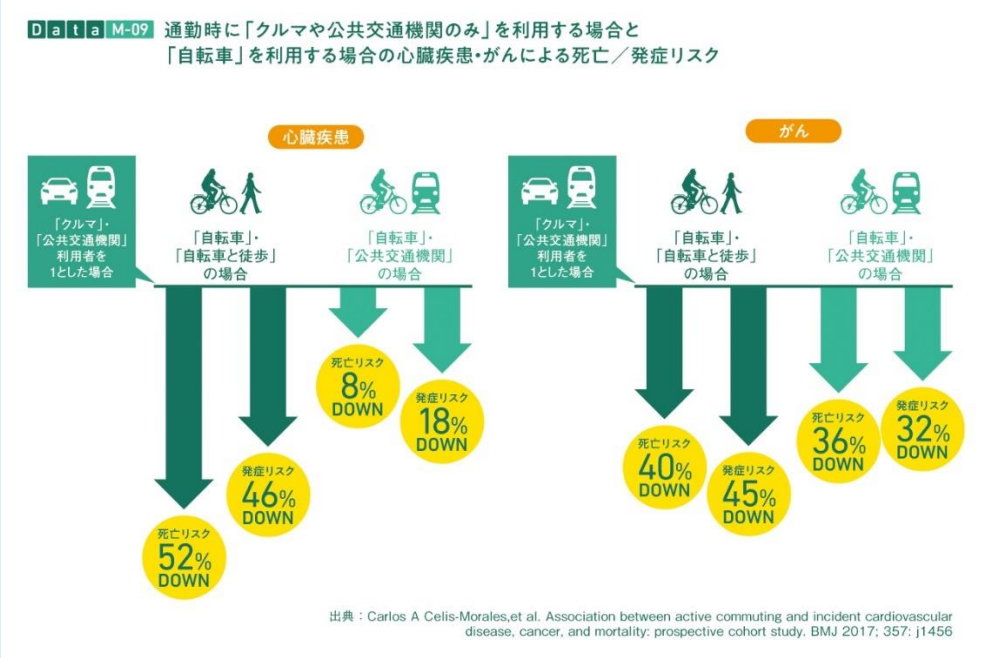

（図：Cyclingood Health Data File（株）シマノ）

コラム　運動による医療費の削減効果

●見附市で行われ行われている大規模健康づくり事業では、継続的に運動を実施する高齢者群は、実施しない群と比較して年間約10万円医療費が少ないという結果が得られています。

●自転車を活用した継続的な運動により、医療費の削減効果が期待されます。

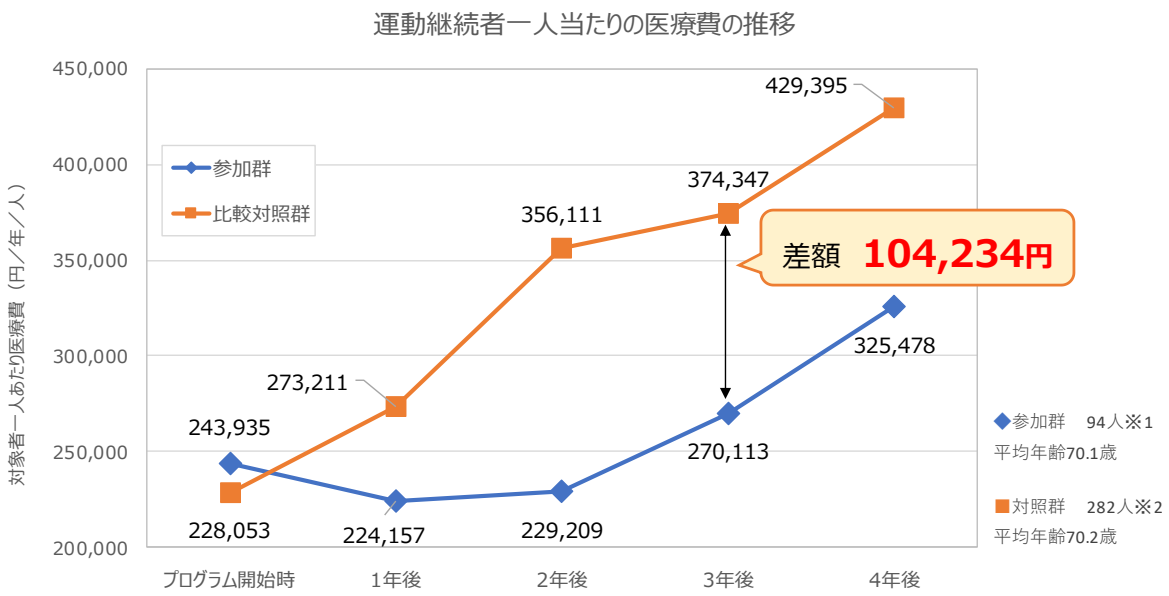

※1　参加者228人中4か年継続で国民健康保険の被保険者であった者

※2　運動群と比較のために性・生年および総医療費を合わせ、国民健康保険4か年継続加入者から3倍の人数を抽出

運動継続者：㈱つくばウエルネスリサーチがサポートする見附市運動教室への継続参加者

出典：つくばウエルネスリサーチ、e-wellnessシステムによる医療費抑制効果

（出典：まち・ひと・しごと創生本部　スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合（第1回）資料7　国土交通省説明資料から作成）

市計画における措置	25.市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進
事業内容	●市役所職員の近距離通勤者の通勤手段及び公務での近距離移動の移動手段として、健康増進の側面から自転車の積極的利用を促します。 ■近距離通勤者のマイカー利用の自粛について（お願い）の周知（沼津市）

事　務　連　絡
令和２年 10 月２日

職　員　各　位

人　事　課　長

近距離通勤者のマイカー利用の自粛について（お願い）

本市では低炭素社会や資源循環型社会の実現を目指し、市民、事業者とともに、自動車からの排気ガス対策に取り組んでいます。
これを受け、通勤が近距離（２キロメートル未満）でマイカーを利用している職員については、できるだけ徒歩や自転車等での通勤をお願いいたします。
また、その他の職員についても、環境への負荷軽減や健康増進のため、積極的に自転車等に通勤手段を変更されるようお願いします。

※交通手段（徒歩、自転車など）や通勤方法（同乗など）に変更が生じた場合は、速やかに通勤届を人事課に提出してください。

市担当課	人事課、健康づくり課

実施スケジュール（○:検討　●:実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	26.自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施
事業内容	●市民の運動習慣に対する意識を向上させるため、自転車の魅力や楽しさ、自転車を活用した健康づくりに関する有用な情報（健康増進に資する自転車活用に関する好事例や、活用効果などに関する情報）を積極的に発信します。 ●静岡県東部・伊豆地域で活動する地元密着型プロサイクリングチーム等と連携し、自転車の楽しさやルールを子どもたちに教える自転車教室など、自転車の魅力や楽しさ、健康効果を伝えるイベント・講習会を実施します。 ●自転車メーカー等と連携し、自転車の移動のしやすさを体験するための電動アシスト自転車の体験会や講習会を実施します。 ■プロチームと連携した自転車教室の例（レバンテフジ静岡） （出典：レバンテフジ静岡） ■プロチームと連携した自転車教室の例（宇都宮市） （出典：宇都宮ブリッツェン）
市担当課	健康づくり課、ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　電動アシスト自転車

●電動アシスト自転車は子育て世代や通学等に利用されているほか、高齢者の潜在的需要も見込まれています。

●電動アシスト自転車の安全性や機能性、健康面への効果について理解が深まることで、自動車の代替手段として普及することが期待されます。

電動アシスト自転車の特徴

- ✓ こぎ出しがスムーズであり、ふらつきが少ない
- ✓ 疲労が少ないため、長時間の走行が可能
- ✓ 重い荷物等も楽に運ぶことができる
- ✓ 筋力の衰えをサポートすることができ、坂道の走行も楽

（出典：経済産業省「多様なモビリティ普及推進会議　とりまとめ」から作成）

市計画における措置	27.地域の自転車クラブの創設促進
事業内容	●自転車を通した心と体の健康増進を推進するため、自転車安全教室やスポーツ自転車の乗り方セミナー、サイクルイベントの開催など、自転車を安全に利用促進する地域活動を担う自転車クラブの創設を促します。 ■「ふじのくにEASTサイクリストクラブ」 （出典：静岡県自転車活用推進計画）
市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】								
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	19.市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ【再掲】								
市担当課	環境政策課、健康づくり課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5-6 目標４サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大

Ⅵ 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

市計画における措置	28.広域連携によるサイクルルートのブランド化の推進
事業内容	●静岡県自転車活用推進計画の県モデルルートのうち、「太平洋岸自転車道」「伊豆半島1周ルート」が市内を通っており、狩野川を通じた伊豆半島、太平洋岸自転車道等を生かした広域的な施策による集客のポテンシャルを秘めています。 ●広域組織や周辺自治体と連携し、ナショナルサイクルルートを目指す「太平洋岸自転車道」、「伊豆一周」、「富士山一周」のブランド化を進めると共に、周遊イベントの実施やレンタサイクルの貸出、各ルート周辺のバイシクルピット、サイクルステーションの充実を検討します。 ■「伊豆半島1周サイクリング」の取り組み例 （出典：(一社)美しい伊豆創造センター） ■サイクリングツアーの例（ナショナルサイクルルート：つくば霞ヶ浦りんりんロード）
市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

富士山と駿河湾が織りなす絶景ポイント満載の海沿いコース

市計画における措置	29. 地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの造成による誘客の促進
事業内容	●サイクリングで多様な地域資源が楽しめる各エリアの特性を捉えたサイクルコースや体験型・交流型の観光プランを造成し、それを活かした県内外への情報発信やサイクルツアー等を企画・開催します。 ●サイクリングコース・観光プランは、サイクリング愛好者のレベルや観光客のニーズに応じた多彩なコースを設定します。 ■サイクリングツアー（散走）の例（真庭市） 資料：真庭市 ※散走：「自転車で走ること」が目的ではなく、「自転車を利用して」見たり食べたり探したりすることを目的とした、新しい自転車の楽しみ方 （出典：国土交通省「第1回　ナショナルサイクルルート制度検討小委員会　配付資料2　国内におけるサイクルツーリズムの現状」）
市担当課	ウィズスポーツ課、観光戦略課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	30.サイクル拠点の整備促進
事業内容	●自転車ネットワーク路線やサイクリングコース上に、休憩施設やベンチ、集合しやすい広場等の整備を検討します。 ●サイクリングの拠点となる交通結節点においては、レンタサイクルサービスの拡充等、拠点機能やサービスの充実を検討します。 ■市内のサイクリング拠点（NUMAZUサイクルステーション静浦東） ■交通結節点のサイクリング拠点例 （りんりんスクエア土浦） （出典：神栖市自転車活用推進計画） ■ポケットパークの例 （行方市） （出典：いばらき自転車活用推進計画）
市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　サイクル拠点

●ナショナルサイクルルートの指定要件のひとつとして、以下のような施設の整備が必要となっています。

- ✓　鉄道駅などに、レンタサイクルや着替え場所等を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること
- ✓　「サイクルステーション」がルート上におおむね20kmごとに整備されていること

■ゲートウェイの整備事例

事例：「りんりんスクエア土浦」（JR土浦駅）（つくば霞ヶ浦りんりんロード）

周辺の観光情報や宿泊施設情報を提供

空気入れや工具の貸出

レンタサイクル

コインロッカー

屋内ラック・
宅配便ロッカー（荷物の発送・受取が可能）

シャワー室

（出典：国土交通省「第3回　ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」資料2 NCR指定制度の要件）

■サイクルステーションの整備事例

事例：かすみがうら市交流センター
（つくば霞ケ浦りんりんロード）

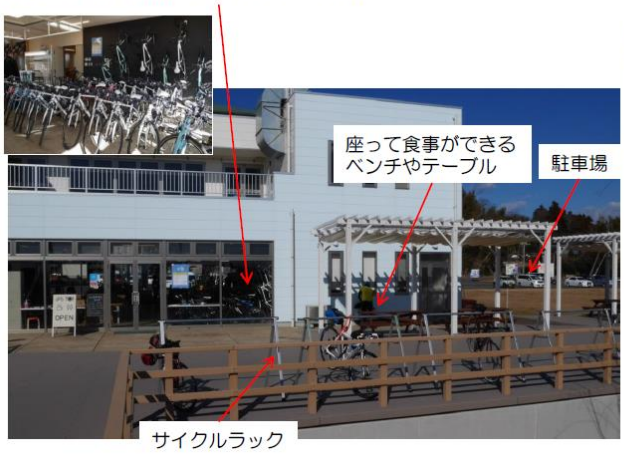

事例：十勝川温泉サイクルステーション（トカプチ400）

（出典：国土交通省「第3回　ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」資料2 NCR指定制度の要件）

市計画における措置	31.官民連携によるサイクリスト受入環境の向上
事業内容	●自転車利用者に自転車修理工具や空気入れの貸出、休憩場所の提供等のサービスを提供するバイシクルピットの拡充及びサービスの向上を行います。 ●市内の観光施設や宿泊施設に、食事・休憩ができる場所・立ち寄りスポットの情報提供や手荷物預かり、自転車を安心して屋内に保管できるサービスの提供を呼びかけ、「サイクリストに優しい施設」として情報発信を行います。 ●民間事業者等と協力し、レンタサイクルやシェアサイクルの普及促進を図ります。 ●交通事業者と連携しサイクルキャリータクシーの運行など、サイクリストが安心・快適に来訪できる環境を整えます。 ■バイシクルピットの設置例（沼津市） ■サイクリストに優しい宿の例（コナステイ伊豆長岡） 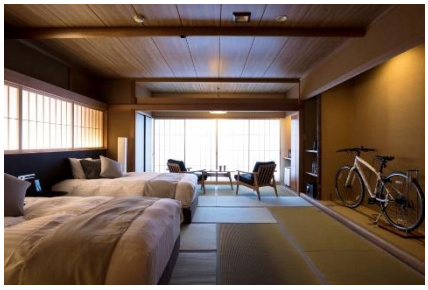 ■沼津・三島交通圏で実施中のサイクルキャリータクシー （出典：静岡県タクシー協会　沼津・三島支部）

市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	32.情報発信ツールの作成
事業内容	●サイクリングの計画時やサイクリング中に必要とする情報を自転車利用者が入手できるよう、走行可能なルートや食事・休憩場所、立ち寄りスポットに関する情報等を積極的に情報発信します。 ●情報収集媒体は、WEBサイトのほか、沼津駅の観光案内所や宿泊先に紙媒体での提供も行います。 ■サイクリングマップの例（狩野川周辺地域） 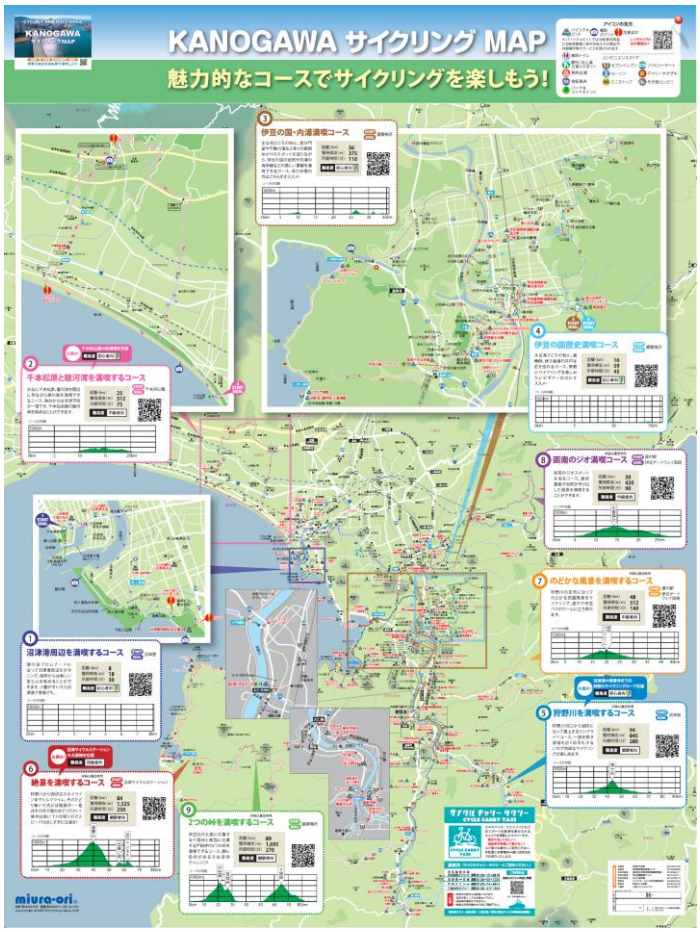 （出典：狩野川周辺サイクル事業推進協議会）
市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○：検討　●：実施）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	33.国内外への情報発信の強化
事業内容	●ウェブや動画配信サービス、SNS、雑誌等様々な媒体を活用し、沼津市におけるサイクリングの魅力を国内外へ発信します。 ●また、サイクリング愛好家に沼津市の情報が目に止まりやすくなるよう、民間のポータルサイトと連携した情報発信も行います。 ■動画配信サービスでの情報発信の例 ■民間のポータルサイトと連携した情報発信の例 （出典:TABIRIN）
市担当課	ウィズスポーツ課

実施スケジュール（○:検討 ●:実施）									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	1.沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備 【再掲】								
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	2.自転車を利用しやすい環境の整備 【再掲】								
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、道路管理課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】								
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	26.自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施 【再掲】								
市担当課	健康づくり課、ウィズスポーツ課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム　国の自転車活用推進計画の改定

●国の現行の自転車活用推進計画（H30.6閣議決定）の計画期間が2020年度までであることから、次期計画について、施策の進捗や社会情勢の変化を踏まえた施策及び措置に関する改定が行われています。

●コロナ禍における生活様式・交通行動の変容、情報通信技術の発展、高齢化等も踏まえた「安全・安心」等を計画改定のポイントとして、新たな施策や措置が検討されています。

●沼津市自転車活用推進計画の推進においても、国の次期自転車活用推進計画の動向や施策の進捗、今後の社会情勢の変化を踏まえ、計画の進捗管理、評価を行います。

計画改定のポイント（近年の社会情勢の変化等）

コロナ禍における生活様式・交通行動の変容

○ **通勤・配達目的**での自転車利用者も増加。安全意識の醸成も課題。

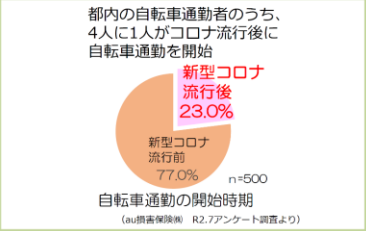

情報通信技術の発展

○ 交通分野でも**デジタル化**が更に進展する可能性。（複数の交通モードやまちづくりとの連携等）

高齢化等も踏まえた「安全・安心」

○ 交通事故死者数全体のうち、自転車乗用中死者数が占める割合は増加傾向。（10.3%（H4）→13.5%（R1））

○ 高齢者の免許返納が増加。**高齢者、障害者等にも対応**した様々な自転車の普及を更に進める必要。

タンデム自転車

前輪２輪電動アシスト自転車

○ 自転車対歩行者の**高額賠償事故**が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。（２７都道府県で義務化・努力義務化（R2.9時点））

目標・施策（案）

今後、有識者会議の議論等を踏まえ、施策ごとの具体的な措置の強化を検討。（現計画では再掲を除き、計73）

※【新規】：新しく追加予定の施策

目標１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1．自転車通行空間の計画的な整備の促進
2．路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3．シェアサイクルの普及促進
4．地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5．自転車の情報通信技術の活用の促進
6．生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7．国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8．公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9．自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10．自転車通勤の促進

目標３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11．国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
12．走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13．高い安全性を備えた自転車の普及促進
14．自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
15．**多様な自転車の開発・普及　【新規】**
16．交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
17．学校における交通安全教室の開催等を推進
18．自転車通行空間の計画的な整備の促進
19．災害時における自転車の活用の推進
20．**損害賠償責任保険等への加入促進　【新規】**

（出典：国土交通省「令和2年度第4回自転車の活用推進に向けた有識者会議」参考資料1-1　次期自転車活用推進計画の骨子について）

5-7 実施施策一覧と実施スケジュール

実施施策とスケジュールは以下のとおりとします。

沼 津 市 自 転 車 活 用 推 進 計 画

目標	プロジェクト	No	市計画における措置
目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保	Ⅰ．自転車通行空間整備推進プロジェクト	1	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備
		2	自転車を利用しやすい環境の整備
		3	自転車通行空間の適正な維持管理
		4	自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進
		5	ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
		6	無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
	Ⅱ．自転車安全利用促進プロジェクト	7	世代に応じた交通安全教室の開催
		8	自動車との共存に向けた相互理解の促進
		9	沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進
		10	自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
		11	市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上
		12	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進
		13	自転車点検実施の推進
		14	自転車ヘルメット着用の広報啓発
		15	自転車損害賠償保険の加入促進
目標2 移動の利便性向上による自動車への過度な依存の低減	Ⅲ．良好な都市環境の形成プロジェクト	16	自転車と公共交通の相互利用の利便性向上
		17	公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討
		18	駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し
		19	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者における自転車通勤制度導入に向けた働きかけ
		20	市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
	Ⅳ．ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト	21	まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討
		22	沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討
		23	移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討
目標3 自転車の活用による健康の増進	Ⅴ．おでかけサイクリングプロジェクト	24	ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進
		25	市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進
		26	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施
		27	地域の自転車クラブの創設促進
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
		⑲	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ 【再掲】
目標4 サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大	Ⅵ．魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト	28	広域連携によるサイクルルートのブランド化の推進
		29	地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの造成による誘客の促進
		30	サイクル拠点の整備促進
		31	官民連携によるサイクリスト受入環境の向上
		32	情報発信ツールの作成
		33	国内外への情報発信の強化
		①	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備 【再掲】
		②	自転車を利用しやすい環境の整備 【再掲】
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
		㉖	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施 【再掲】

実施スケジュール										関係機関
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施										建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
実施										建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
実施										道路管理課
実施										生活安心課、警察
実施										道路管理課
実施										建設デザイン調整室等
実施										生活安心課等、教育委員会、警察等
実施										生活安心課、警察、交通安全協会等
実施										生活安心課、高等学校、警察、道路事業者等
検討		実施								生活安心課、道路管理者、警察、道路事業者等
実施										人事課
検討	実施									まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
実施										生活安心課、自転車販売事業者等
実施										生活安心課、警察、交通安全協会等
実施										生活安心課、警察、交通安全協会等
検討		実施								まちづくり政策課、交通事業者、民間事業者等
検討			実施							まちづくり政策課、シェアサイクル事業者等
実施・検討										まちづくり政策課
実施・検討										環境政策課、健康づくり課、各事業者等
実施・検討										資産活用課
検討	実施									まちづくり政策課・建設デザイン調整室等
検討			社会実験→実施							まちづくり政策課、交通事業者、駐車場管理者等
検討			社会実験→実施							まちづくり政策課、地域関係者、道路管理者等
検討	社会実験→実施									まちづくり政策課、地域関係者、道路管理者等
実施										健康づくり課
実施										人事課、健康づくり課
検討	実施									健康づくり課等、サイクル事業者
検討	実施									ウィズスポーツ課
検討	実施									まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
実施・検討										環境政策課、健康づくり課、各事業者等
実施										ウィズスポーツ課、周辺自治体等
実施										ウィズスポーツ課等、サイクル事業者等
検討	実施									ウィズスポーツ課、民間事業者
実施										ウィズスポーツ課、サイクル事業者等
実施										ウィズスポーツ課、サイクル事業者等
検討	実施									ウィズスポーツ課、サイクル事業者等
実施										建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
実施										建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
検討	実施									まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
検討	実施									健康づくり課等、サイクル事業者

ＳＤＧｓへの貢献

●SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17の目標です。

●自転車の活用を推進することで、目標3[保健]、目標8[経済成長と雇用]、目標9［インフラ、産業化、イノベーション]、目標11[持続可能な都市]、目標13[気候変動]などに貢献することが期待されます。

	目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保	目標2 移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減	目標3 自転車の活用による健康の増進	目標4 サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大
目標３［保健］ すべての人に健康と福祉を			○	
目標８　［経済成長と雇用］ 働きがいも経済成長も				○
目標９　［インフラ、産業化、イノベーション］ 産業と技術革新の基盤をつくろう	○			
目標１１［持続可能な都市］ 住み続けられるまちづくりを		○		
目標１３［気候変動］ 気候変動に具体的な対策を		○		

●持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。 SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(出典:外務省HP「JAPAN SDGs Action Platform」より)

6 計画の評価及び実現

6-1 計画の達成状況の評価

自転車活用の推進に向け、計画を着実に遂行するため、以下の指標に沿って、進行管理を行います。

	No	指標（●ｱｳﾄｶﾑ、○ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）※	単位	基準年	R7 中間	R12 最終
【目標１】自転車利用環境の充実による安全性の確保	1	●市内の自転車事故発生件数	件/万人	【Ｒ１】１１．８	９．７	９．２
	2	○自転車通行空間の整備延長	km	【Ｒ１】４３．０	６０．４	７１．１
	3	○世代に応じた交通安全教室の回数	回/年	【Ｒ１】３６８	３７０	３７０
	4	○自転車に重点を置いた交通安全教室の回数	回/年	【Ｒ１】１	５	５
【目標２】移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減	5	●各交通手段の利用割合				
		自動車	%	【Ｒ１】６９．６	７２．２	６９．６
		鉄道＆バス	%	【Ｒ１】２１．６	２４．３	２７．０
		自転車	%	【Ｒ１】１９．２	２５．６	３２．０
	6	○市内のサイクル＆バスライド用駐輪場の延べ数	箇所	【Ｒ１】１	６	１１
【目標３】自転車の活用による健康の増進	7	●健康増進のため自転車を利用する人の割合	%	【Ｒ２】４３．２	４５	５０
	8	○自転車関連イベントの延べ実施回数	回数	【Ｒ１】５	２５	５０
【目標４】サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大	9	●サイクル拠点施設の利用者	千人/年	【Ｒ１】２．３	２．８	３．３
	10	○サイクリングコース・観光プラン等の延べ造成数	コース	【Ｒ１】０	１０	２０
	11	○パートナー事業者数	カ所	【Ｒ１】４７	７０	９０
	12	○サイクリング関連ＨＰ「ぬまづサイクリング」の年間閲覧数	千PV	【Ｒ１】１５	１８	２０．５

※アウトカム……成果指標。施策の実施によりもたらされた成果。

アウトプット……活動指標。実施した施策の結果。

目標１　自転車利用環境の充実による安全性の確保

目標１では、安全・快適に正しく自転車を利用できる自転車走行空間の整備などの自転車利用環境の充実によって、自転車の安全性を確保することを目指しています。このため、市内の自転車事故の発生件数を目標値として設定します。

No.	指標 （●ｱｳﾄｶﾑ、○ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	単位	基準年	R7	R12
1	●市内の自転車事故発生件数	件/万人	【R1】 １１．８	９．７	９．２
2	○自転車通行空間の整備延長※	km	【R1】 ４３．０	６０．４	７１．１.
3	○世代に応じた 交通安全教室の実施回数	回/年	【R1】 ３６８	３７０	３７０
4	○自転車に重点を置いた 交通安全教室の実施回数	回/年	【R1】 1	5	5

※　自転車通行空間の整備延長には、自転車歩行者道整備を含まない

【参考】

指標①　市内の自転車事故発生件数

- 各年度における自転車事故件数の合計値と、各年 10 月末時点での住民基本台帳人口で算出する人口 1 万人あたりの自転車事故件数を指標とします。
- 沼津市自転車ネットワーク計画（H29 策定）では、自転車事故件数を着手 5 年（R4 末）で 10.0 件/万人、着手 20 年（R19 末）で 8.5 件/万人とする目標値を設定しています。
- 令和元度（現況）の自転車事故件数は 11.8 件/万人でした。
- 令和 7 ・12 年度（将来）の目標値は、沼津市自転車ネットワーク計画の目標値との整合を考慮し、令和 4 年度から令和 19 年度まで 1 年あたり 0.1 件/万人自転車事故件数を削減することを目標として設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度		
	R1		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		R19
自転車事故件数（件/万人）	11.8	…	10	9.9	9.8	9.7	9.6	9.5	9.4	9.3	9.2	…	8.5

指標②　自転車走行空間の整備延長

- 沼津市自転車ネットワーク計画（H29 策定）では、自転車走行空間の整備率を着手 5 年（R4 末）で 50%（54.2 ㎞）、着手 20 年（R19 末）で 80%（86.0 ㎞）とする目標値を設定しています。
- 令和元年度（現況）の自転車走行空間の整備延長は 43.0km でした。
- 令和 7 ・12 年度（将来）の目標値は、沼津市自転車ネットワーク計画の目標値との整合を考慮し、令和 4 年度から令和 19 年度まで 1 年あたり 2%整備を進めることとして設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度		
	R1		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		R19
整備率（%）	39.7	…	50	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0	62.0	64.0	66.0	…	80
整備延長（km）	43.0		54.2	56.4	58.5	60.7	62.9	65.0	67.2	69.4	71.5		86.0

指標③　世代に応じた交通安全教室の実施回数

・市内における児童・学生や高齢者など各世代での基本的な交通安全教室の実施件数を指標とします。

・令和元年度の実施回数は 368 回でした。

・令和 7・12 年度（将来）においては、人口や児童生徒数の減少が見込まれますが、基準年の実施回数の維持を目標値として設定します。

年度	基準値		中間年度		最終年度
	R1		R7		R12
世代に応じた交通安全教室の実施回数（回/年）	368		370		370

指標④　自転車に重点を置いた交通安全教室の実施回数

・自転車の安全運転に重点をおいた交通安全教室の実施件数を指標とします。

・令和元年度の実施回数は 1 回でした。

・令和 7・12 年度（将来）においては、警察や関係課と連携し、自転車関連イベントなどでの交通安全教室を開催するなど、年間実施回数 5 回を目標値として設定します。

年度	基準値		中間年度		最終年度
	R1		R7		R12
自転車に重点を置いた交通安全教室の実施回数（回/年）	1		5		5

目標２　移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減

目標２では、鉄道や路線バスなどの公共交通と連携した取り組み等によって、過度な自動車への依存を低減することを目指しています。このため、自動車、鉄道やバス及び自転車の利用割合を目標値として設定します。

No.	指標 （●ｱｳﾄｶﾑ、○ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	単位	分類	基準年	R7	R12
5	●各交通手段の利用割合	%	自動車	【R1】 ６９．６	７２．２	６９．６
			鉄道 バス	【R1】 ２１．６	２４．３	２７．０
			自転車	【R1】 １９．２	２５．６	３２．０
6	○市内のサイクル＆バスライド用駐輪場の延べ数	箇所	－	【R1】 １	６	１１

【参考】

指標⑤　各交通手段の利用割合

・「市民意識調査」における、平日の主な交通手段の利用割合を指標とします。

指標⑤-1　自動車の利用割合

・自動車の利用割合は、平成 27 年度は 64.3%、令和元年度（現況）は 69.6%と増加している状況です。なお平成 27 年度は「自動車（自分で運転）」を選択した人の割合です。

・令和 7 年度（将来）は、平成 27 年度から 5.3%上昇していること考慮し、自動車への依存をその半分の 2.6%に低減させることを目標として設定しました。令和 12 年度（将来）は、前期と同様の比率 2.6%を低減させ、基準年の 69.6%を目標として設定しています。

年度			基準値		中間年度		最終年度
	H27		R1		R7		R12
自動車の利用割合（%）	64.3	+5.3	69.6	+2.6	72.2	-2.6	69.6

指標⑤-2　鉄道・バスの利用割合

・ 鉄道・バスの利用割合は、平成 27 年度は 18.9%、令和元年度（現況）は 21.6%と+2.7%増加している状況です。なお平成 27 年度は「鉄道」「高速バス」「ミューバス（コミュニティバス）」「路線バス」「病院・企業・学校などの送迎車」を選択した人の割合です。
・ 令和 7 年度、令和 12 年度（将来）の目標は、平成 27 年度からの上昇割合+2.7%を引き続き維持することし、それぞれ 24.3%、27.0%と設定しています。

年度			基準値		中間年度		最終年度
	H27		R1		R7		R12
鉄道・バスの利用割合（%）	18.9	+2.7	21.6	+2.7	24.3	+2.7	27.0

指標⑤-3　自転車の利用割合

・ 自転車の利用割合は、平成 27 年度は 12.8%、令和元年度（現況）は 19.2%と+6.4%増加している状況です。
・ 令和 7 年度、令和 12 年度（将来）の目標は、平成 27 年度からの上昇割合+6.4%を引き続き維持することし、それぞれ 25.6%、32.0%と設定しています。

年度			基準値		中間年度		最終年度
	H27		R1		R7		R12
自転車の利用割合（%）	12.8	+6.4	19.2	+6.4	25.6	+6.4	32.0

指標⑥　市内のサイクル＆バスライド用駐輪場の延べ数

・ 現在（令和 2 年度末時点）、市内のサイクル＆バスライド用駐輪場は大平の 1 箇所のみ設置されています。
・ 今後 1 年あたり 1 箇所サイクル＆バスライド用駐輪場を確保する目標として、令和 7 年度（将来）は延べ 6 箇所、令和 12 年度は延べ 11 箇所の設置を目指します。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
サイクル＆バスライド用駐輪場の延べ数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

目標３　自転車の活用による健康の増進

目標３では、日常生活における積極的な自転車の利用を推進することで、市民の健康を増進することを目指しています。このため、健康増進を目的として自転車を利用する市民の割合を目標値として設定します。

No.	指標 （●ｱｳﾄｶﾑ、○ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	単位	基準年	R7	R12
7	●健康増進のため自転車を利用する人の割合	%	【R2】 ４３．２	４５	５０
8	○自転車関連イベントの延べ実施回数	回	【R1】 ５	２５	５０

【参考】

指標⑦　健康増進のため自転車を利用する人の割合

- 市民が自転車を利用する理由として「健康に良いから」と回答した方の割合を指標とします。
- 令和２年度（現況）は、本計画策定に当たり実施した市民（18 歳以上）アンケートにおいて回答した割合です。
- 令和 12 年度（将来）の目標値は、市民の半分（50%）が健康増進のため自転車を利用していることを目標として設定しました。
- 令和 7 年度（将来）の目標は、計画期間の後期に施策の取り組み効果が発現するものと想定し、45%と設定しました。

指標⑧　自転車関連イベントの延べ実施回数

- 令和元年度（現況）の自転車関連イベントの実施回数は、市（スポーツ交流推進課）が主催したイベントの数（5 回）です。
- 令和 7 ・12 年度（将来）の目標値は、自転車の魅力、楽しさ、健康増進につながる自転車関連イベントを関係課（健康づくり課、ウィズスポーツ課等）及び民間事業者等が連携することで、内容の充実を図り、年間 5 回を確実に実施していくことを目標として設定しています。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間のイベント実施回数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
延べ回数	－	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50

目標４　サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大

目標 4 では、地域資源を活かした魅力的なサイクリング受入環境を充実させることによる交流人口の拡大を目指しています。このため、市内のサイクリング拠点施設の利用者数を目標値として設定します。

No.	指標 （●ｱｳﾄｶﾑ、○ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	単位	基準年	R7	R12
9	●サイクル拠点施設の年間利用者数	千人/年	【R1】 ２．３	２．８	３．３
10	○サイクリングコース・観光プラン等の延べ造成数	コース	【R1】 ０	１０	２０
11	○パートナー事業者数	カ所	【R1】 ４７	７０	９０
12	○サイクリング関連ＨＰ「ぬまづサイクリング」の年間閲覧数	千 PV	【R1】 １５	１８	２０．５

【参考】

指標⑨　サイクル拠点施設の年間利用者

- NUMAZU サイクルステーション静浦東、レンタサイクル貸出拠点等のサイクル拠点施設の年間利用者数を指標とします。
- 令和元年度（現況）は、NUMAZU サイクルステーション静浦東、レンタサイクル貸出拠点等のサイクル拠点施設を年間約 2,300 人が利用しました。
- 令和 7・12 年度（将来）の目標値は、年間 100 人ずつの利用者数の増加を見込み最終年度には 3,300 人の利用を目標として設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間利用者数	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300

指標⑩　サイクリングコース・観光プラン等の延べ造成数

・ 現在（令和元年度末時点）、サイクリングの推奨ルートはあるものの観光プランとしては造成されていないことから基準値は 0 と設定しています。
・ 令和 7 ・12 年度（将来）の目標値は、年間 2 コースずつの観光プランの造成を見込み、延べ 20 件の造成を目標として設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
延べ造成数	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20

指標⑪　パートナー事業者数

・ バイシクルピット登録事業者やレンタサイクル貸出事業者等のサイクル関連のパートナー事業者数を指標とします。
・ 令和元年度（現況）は、47 箇所がパートナーとなっています。
・ これまでの実績を考慮し、年間 4 箇所の新規パートナー獲得を見込み、延べ 90 箇所のパートナー事業者数を目標として設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業者数	47	54	58	62	66	70	74	78	82	86	90

指標⑫　サイクリング関連ＨＰ「ぬまづサイクリング」の年間閲覧数

・ 沼津市内を中心とした地域のサイクリング情報を発信する沼津市 HP「ぬまづサイクリング」の年間閲覧数を指標とします。
・ 令和元年度（現況）の閲覧数は、約 15,000PV でした。
・ 令和 7 ・12 年度（将来）の目標値は、年間 500PV ずつの閲覧数増加を見込み、最終年度には約 20,500PV の閲覧数を目標として設定しました。

年度	基準値					中間年度					最終年度
	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間閲覧数	15,000	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500

6-2 計画の進捗管理、評価スケジュール

計画の進行管理にあたっては、沼津市自転車活用推進協議会が事業の PDCA サイクルを着実に展開していきます。

また、計画の進捗状況については、毎年度フォローアップを実施し、必要に応じて有識者の助言を受け、計画全体の進捗状況を評価・検証し、事業の見直し・改善等を行います。

なお、その結果については、市民へ公表するとともに、次年度以降の予算措置に向けた検討につなげます。

＜長期スパンにおける進捗管理、評価スケジュール＞

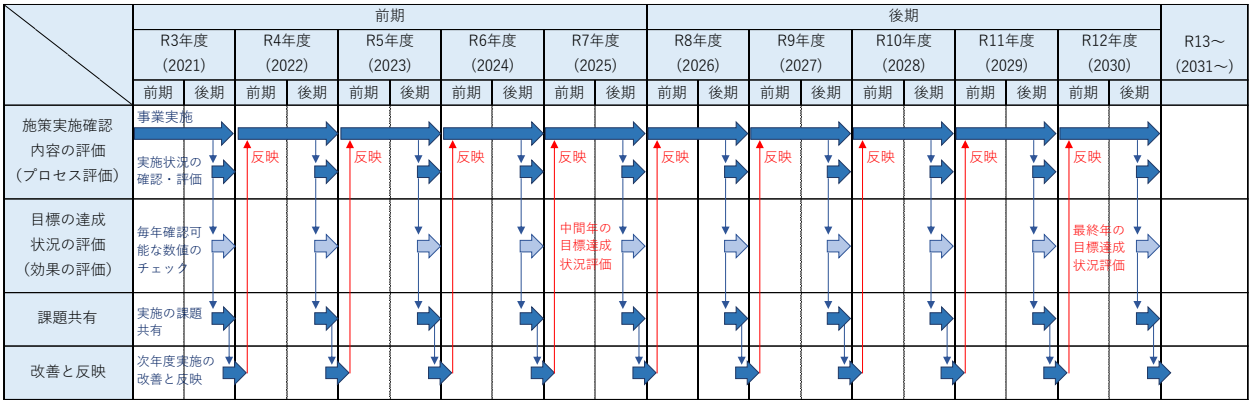

＜年間単位の進捗管理、評価スケジュール＞

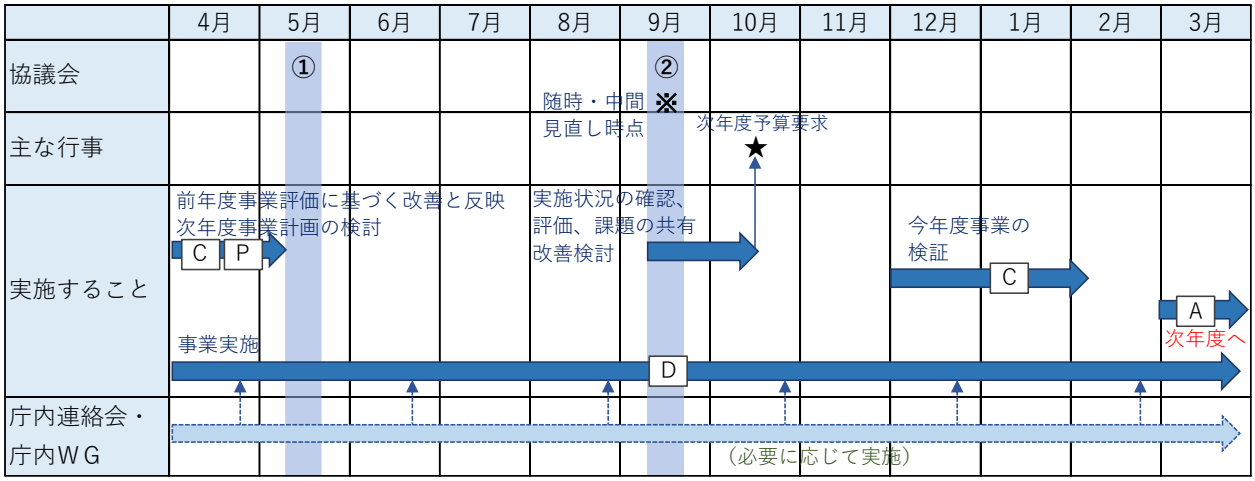

6-3 計画の実施主体と役割

本計画の施策は多岐にわたり、関連部局も多く存在するため、行政機関、利用者、その他関係団体等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を深めながら自転車活用の推進に向けて取り組んでいきます。

＜計画の実施主体、組織と役割＞

主体	役割
沼津市自転車活用推進協議会	施策の実施状況や計画の目標に対して評価します。
行政 **（沼津市、静岡県等）**	施策を実施するとともに、関係者間の連携や各施策間の調整を図ります。
利用者 **（市民、観光客等）**	日常生活や観光・レジャーの中で、自転車を積極的に活用します。
その他関係団体 **（観光団体、商工団体、交通事業者等）**	沼津市のまちづくりと一体となった取り組みが推進されるよう、まちづくり、観光、商工などの関係者間で連携を図ります。

6-4 庁内連絡体制

本計画を進めるにあたっては、交通、まちづくり、教育、商工、観光等、多様な分野の施策推進が求められます。このため、施策が円滑に展開できるよう庁内連絡体制を構築します。

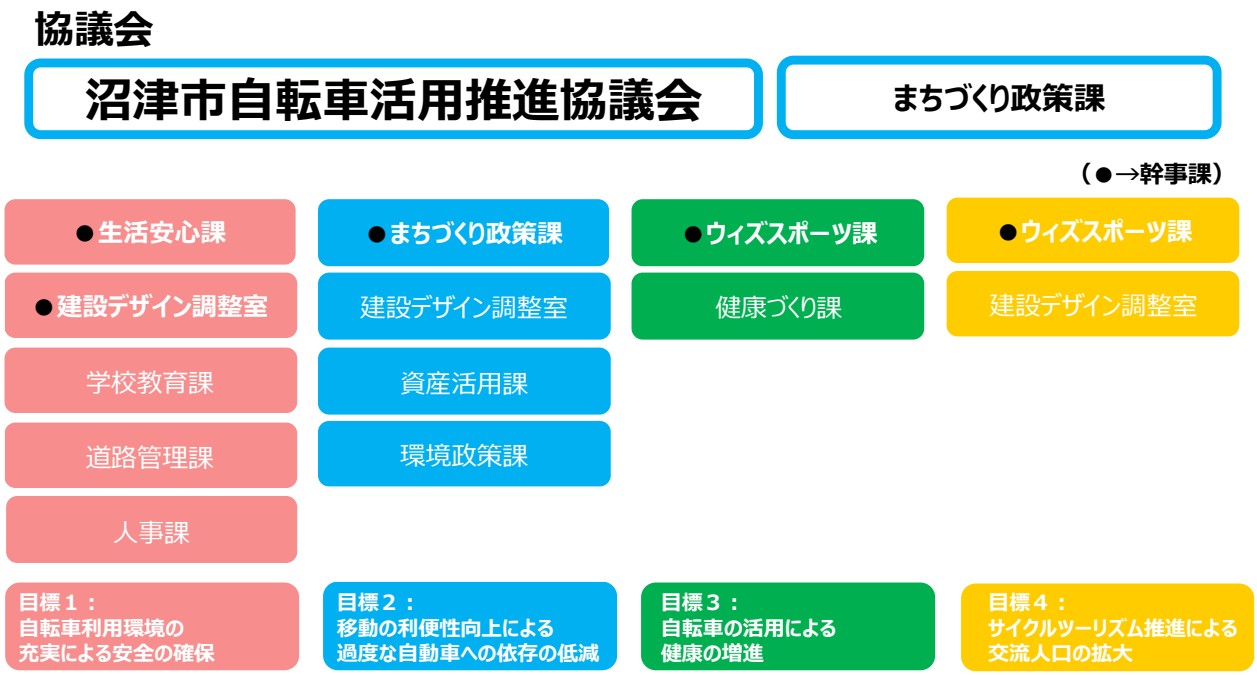

施策内容に応じて、庁内連絡会・庁内ＷＧ以外の関係課とも連携し、施策を円滑に展開します。

図 6-1 庁内連絡体制図

7 参考資料

7-1 人口分布の状況

本市の人口は、沼津駅を中心とした鉄道沿線地域に集中しています。

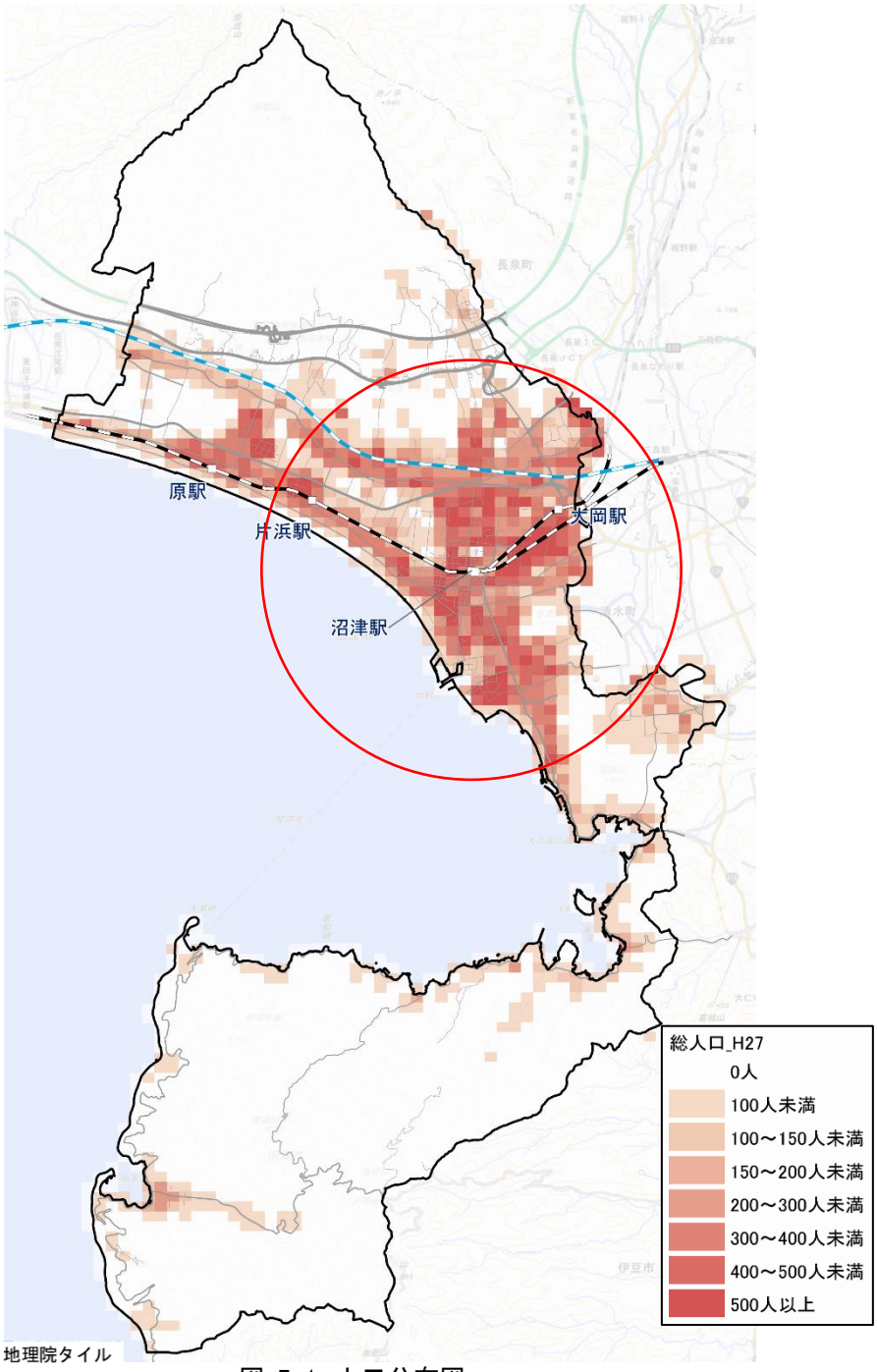

図 7-1 人口分布図

出典:H27 国勢調査
国土数値情報

年齢別に人口構成比をみると、県や国と同様、60 歳以上が約 4 割を占めており、将来的にも高齢化の進展の傾向が強まることが想定されています。

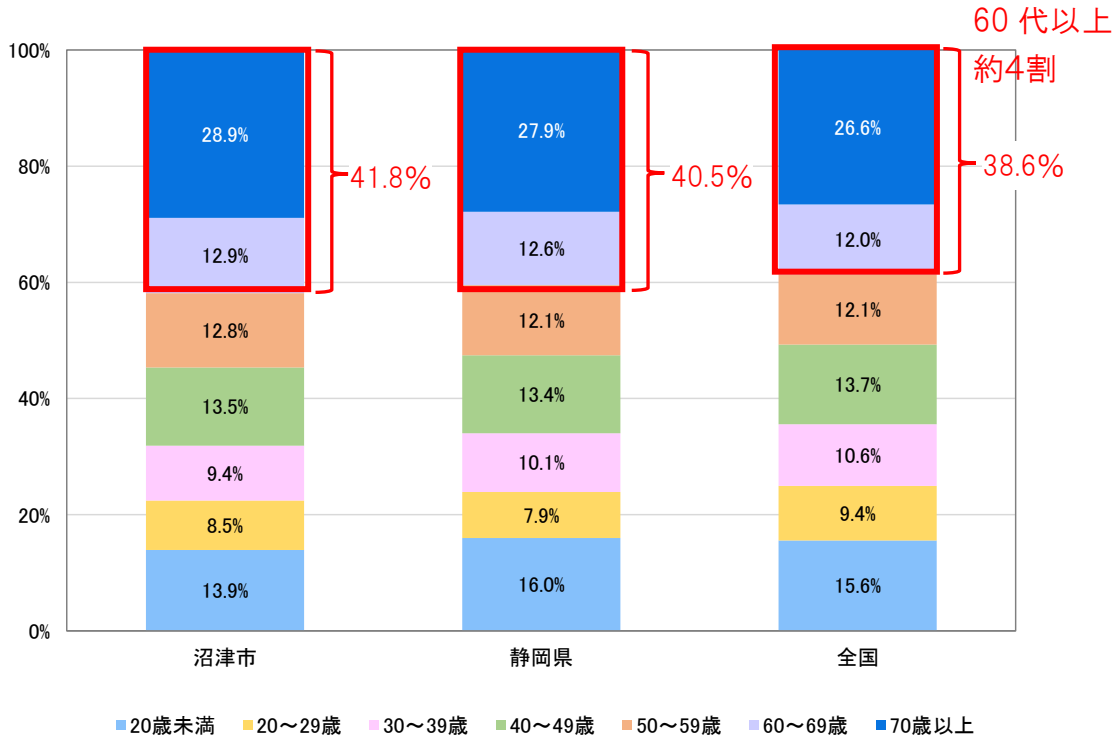

図 7-2 年齢階層別人口の構成

出典：沼津の統計 R1.10（沼津市）
統計センターしずおか R1.10（静岡県）
e-stat 人口推計 R1.10 確定値（全国）

7-2 公共交通の状況

＜鉄道＞

本市には、市内の中央エリア東西方向に JR 東海道本線、御殿場線の 2 路線の鉄道が走っています。

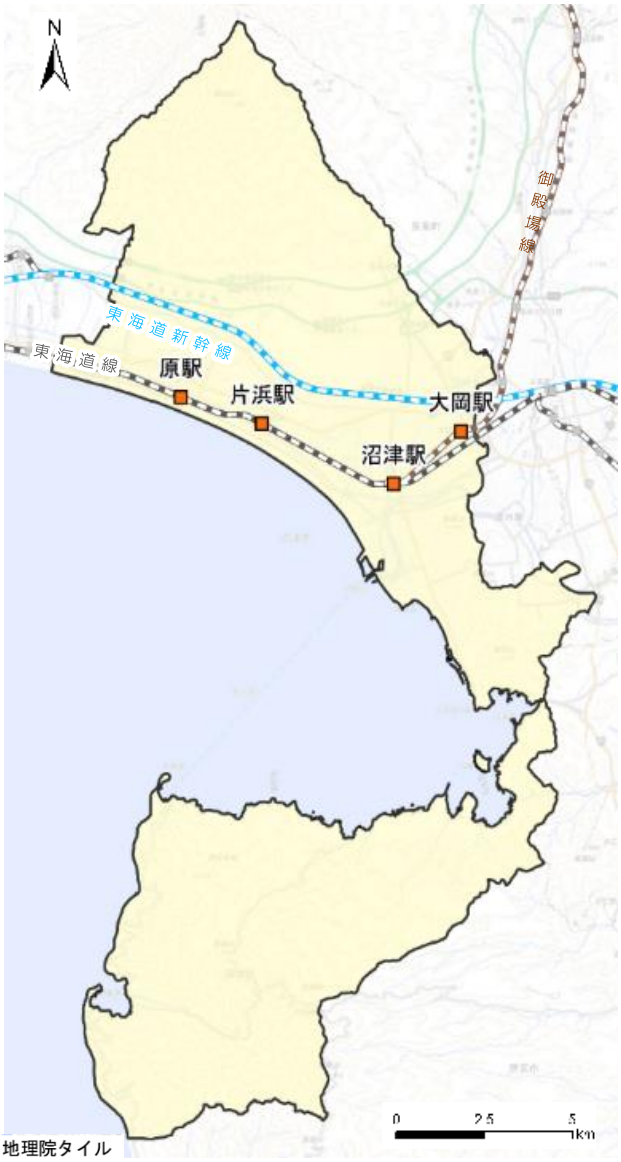

図 7-3 鉄道の整備状況

出典：国土数値情報

＜路線バス＞

本市の主な公共交通となっている路線バスは、民間事業者３社が中心となり、沼津駅を拠点として放射状に 99 系統の路線が運行されています。また、市では市南部において自主運行バス、片浜駅・原駅ではコミュニティバス（ミューバス）を運行しています。

平成 30 年の路線バスの一日の平均乗車人数は 14,000 人ですが、運行頻度が乏しい地域や、バス停まで距離があり、利用が不便な地域が存在しています。

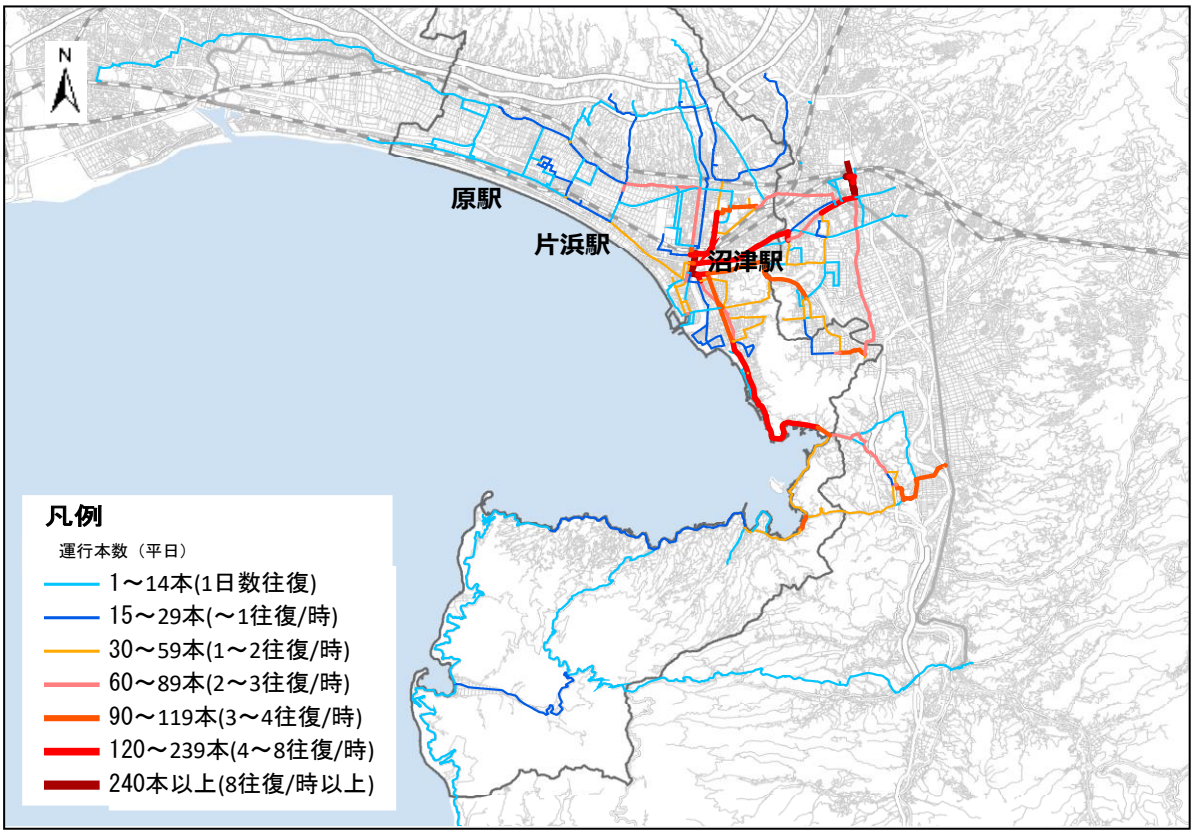

図 7-4 路線バス、コミュニティバス（ミューバス）路線の分布

出典：沼津市地域公共交通網形成計画から作成

＜タクシー＞

タクシーの利用者数は年々減少しています。平成 24 年度（2012 年度）の利用者と平成 30 年度（2018 年度）を比較すると、20 万人以上の利用者の減少がみられます。

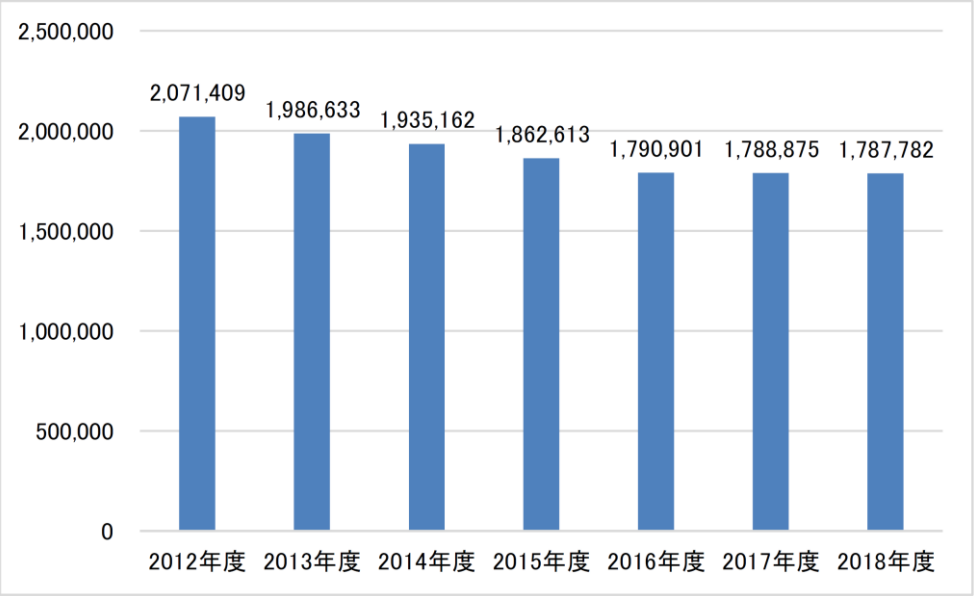

図 7-5 沼津市のタクシー輸送人員

※輸送人員に個人タクシー利用者は含まれていない

出典：沼津市地域公共交通網形成計画

7-3 市民の移動の状況

（1）交通手段

本市の市民の平日の主な交通手段は、自動車（69.6%）、次いで徒歩（27.3%）、自転車（19.2%）と、自動車への依存が高く、特に 30～60 代では 7 割を超えており、自転車利用は 10 代が最も多くなっています。

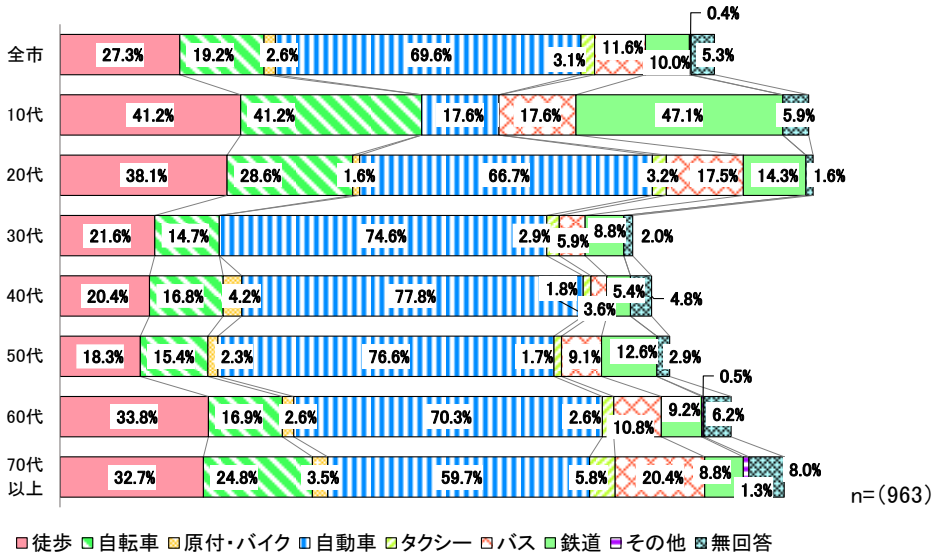

図 7-6 平日の主な交通手段

出典：令和元年度 第 46 回市民意識調査報告書

また、本市における運転免許の自主返納者数は静岡県と同様、増加傾向にあり、自主返納者の移動手段確保が必要と考えられます。

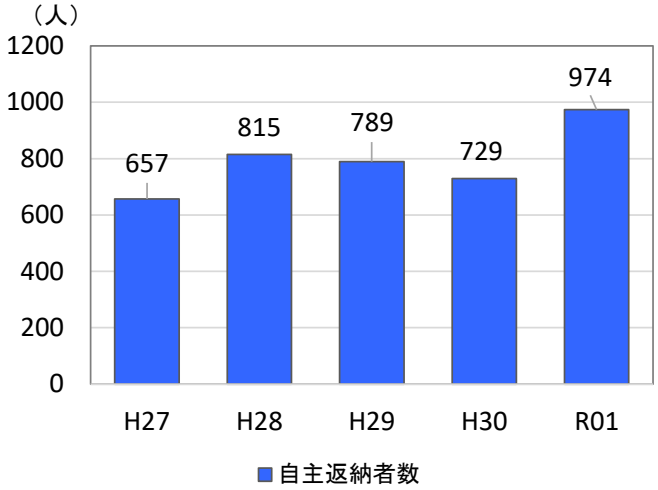

図 7-7 沼津市免許自主返納者数の推移

※自主返納者数…1 月～12 月でカウント、沼津警察署分のみ/65 歳以上（27 年度のみ沼津市民、交付率：94.1%）

※人口比は沼津 8.5:清水町 1.5 程度

※沼津署以外の署で返納した分は算入していない

出典：沼津市資料

（2）市内の渋滞状況

本市には、市中心市街地周辺において、４区間、１５箇所の主要渋滞箇所があります。

中でも国道１号（江原公園交差点～市立病院南交差点）は、国道１号の全区間の中で、渋滞損失時間がワースト１位（平成 31・令和元年度）となっています。

箇所	
①	あまねガード南
②	東下石田
③	上石田南
④	原東町

区間		箇所名
A	国道1号 （沼津市共栄町付近～沼津市西椎路付近）	⑤共栄町
		⑥江原公園
		⑦西椎路
B	富士清水線 （沼津市三園町付近～沼津市西間門付近）	⑧三園橋
		⑨西間門
C	足高三枚橋線～国道414号 （沼津市岡宮付近～沼津市下香貫付近）	⑩岡宮
		⑤共栄町
		⑪杉崎町
		⑧三園橋
		⑫沼津市役所前
		⑬下香貫
D	原木沼津線～町道 （駿東郡清水町堂庭付近～沼津市役所付近）	⑭香貫大橋西
		⑮本郷町
		⑫沼津市役所前

図 7-8　主要渋滞箇所位置図

出典：静岡県渋滞対策推進協議会資料
国土交通省「平成 31 年・令和元年　年間の渋滞ランキング（令和 2 年 6 月 8 日）」
※渋滞損失時間：混雑により余計にかかる時間(単位：万人・時間/年)
（対象は 7 時～19 時（12 時間）、年間の時間別平均旅行速度が、
いずれかの時間で 20km/h 以下となる区間を対象）

7-4 自転車利用環境の状況

（1）駐輪環境

本市には、沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅周辺に、無料で終日利用できる市営駐輪場が整備されています。

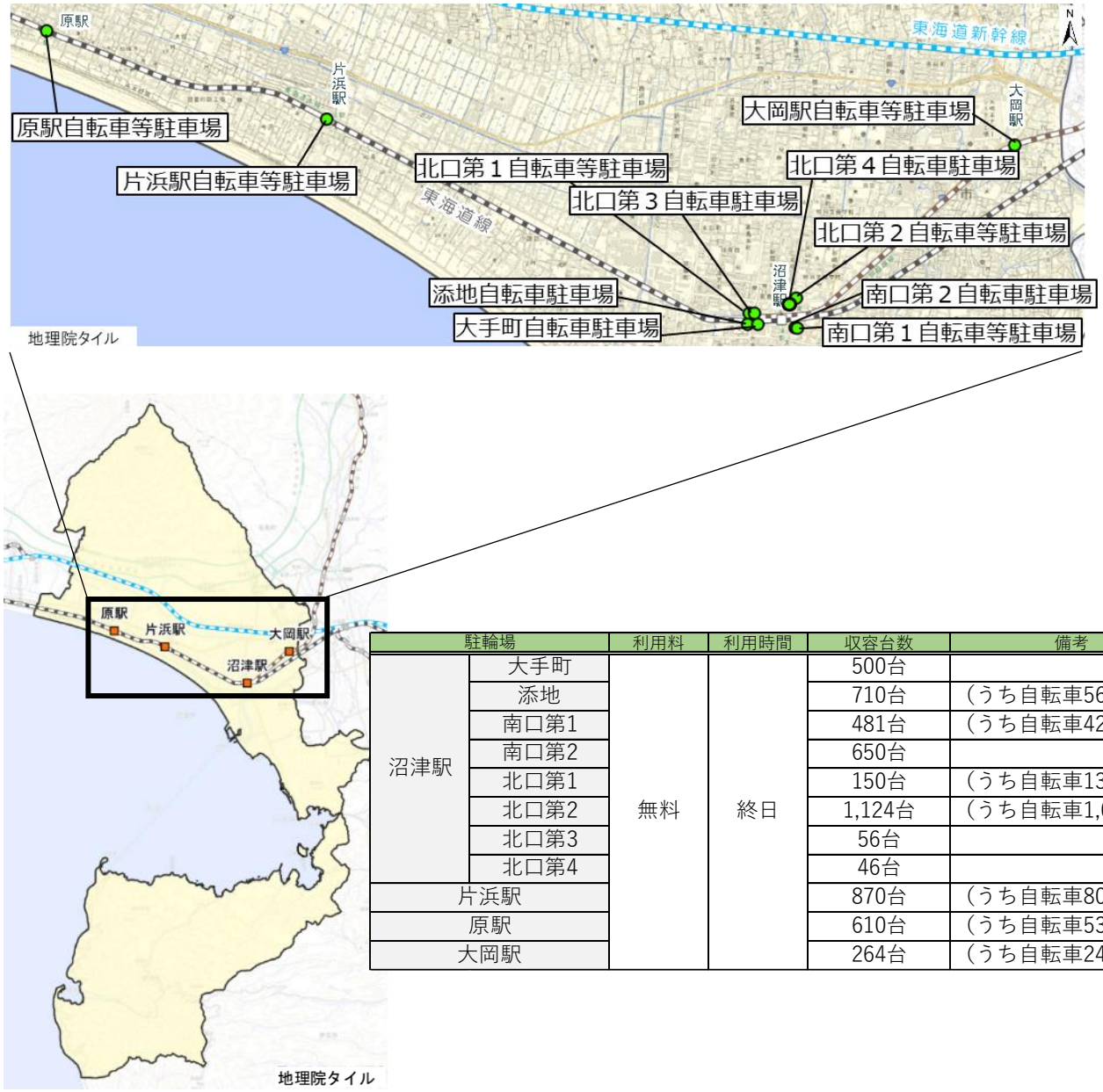

駐輪場		利用料	利用時間	収容台数	備考
沼津駅	大手町	無料	終日	500台	
	添地			710台	（うち自転車565台）
	南口第1			481台	（うち自転車429台）
	南口第2			650台	
	北口第1			150台	（うち自転車130台）
	北口第2			1,124台	（うち自転車1,060台）
	北口第3			56台	
	北口第4			46台	
片浜駅				870台	（うち自転車800台）
原駅				610台	（うち自転車535台）
大岡駅				264台	（うち自転車244台）

図 7-9 市営駐輪場位置図

出典：国土数値情報、沼津市HP

図 7-10　添地自転車等駐車場

図 7-11　南口第 1 自転車等駐車場

図 7-12　南口第 2 自転車駐車場

図 7-13　北口第 1 自転車等駐車場

図 7-14　北口第 2 自転車等駐車場

図 7-15　北口第 4 自転車駐車場

平均駐車台数は、概ね横ばいまたは減少傾向で推移しており、北口第 1 駐輪場、北口第 3 駐輪場では収容可能台数を超えています。また、北口第 2 駐輪場では、ピーク駐車台数が収容可能台数を超えています。沼津駅北口第 1、第 3 駐輪場で利用率 100%が続いている一方、沼津駅南口の駐輪場では、利用率 40%～80%を推移している状況です。

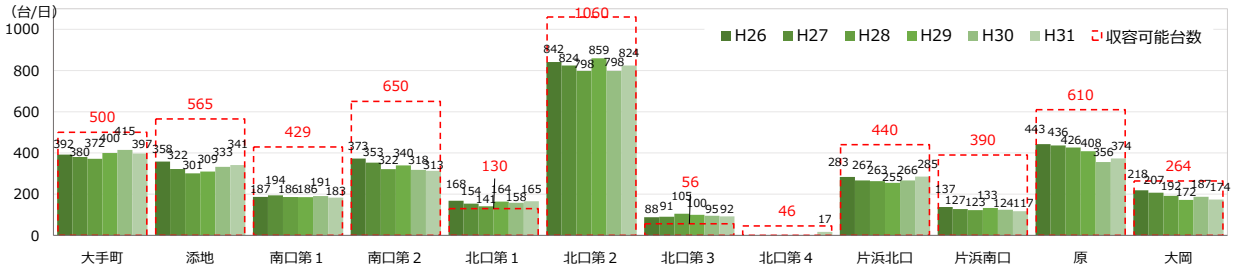

図 7-16 市営駐輪場の年平均駐車台数推移

出典：沼津市資料

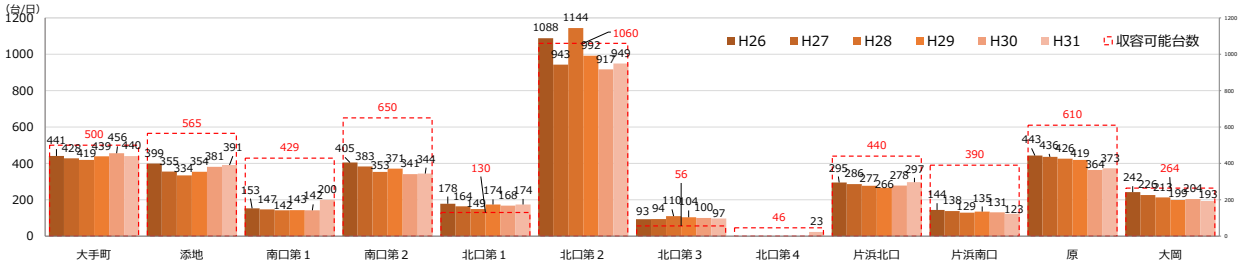

図 7-17 市営駐輪場のピーク駐車台数推移

出典：沼津市資料

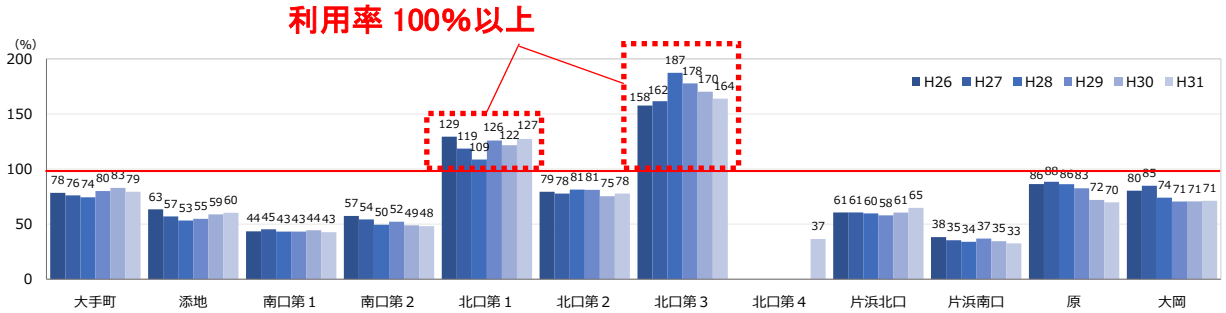

図 7-18 市営駐輪場の利用率（年平均駐車台数/収容可能台数）推移

出典：沼津市資料

（2）レンタサイクル・シェアサイクル

市内には、本市が協力事業者と連携し設置しているスポーツ自転車の有料レンタルサービス「ぬまクル」のステーションが、沼津駅周辺や静浦・内浦地区、戸田地区の４箇所に整備されています。

また、民間事業者が、沼津市・三島市・長泉町・清水町にて展開しているシェアサイクルサービス「ハレノヒサイクル」のポートが市内に 11 箇所設置されており、会員登録していれば、好きな場所で借りられ、好きな場所に返却することができます。

名称	台数	設置車両	料金 1日あたり
NUMAZUサイクルステーション静浦東	10	クロスバイク	¥1,000
くるら戸田	3		
三の浦総合案内所	5		
沼津リバーサイドホテル	4		

（令和３年３月現在）

図 7-19 レンタサイクル貸し出し位置

出典：国土数値情報、NUMAZU CYCLING HP

シェアサイクルポートは沼津駅周辺が中心で、市全体でみると、設置されていない地域が多い状況です。

名称	台数	設置車両	料金	
			1Hあたり	12Hあたり
淡島マリンパーク	4	電動アシスト自転車	¥100	¥1,500
沼津御用邸記念公園	6			
沼津港（新鮮館前）	10			
甲羅本店八宏園	2			
沼津リバーサイドホテル	4			
沼津グランドホテル	5			
雄大フェスタ北側	3			
プラサヴェルデ	5			
ららぽーと沼津	5			
沼津駅北口駐輪場	2			
大手町自転車駐輪場	2			

図 7-20 シェアサイクルポート

出典：国土数値情報、ハレノヒサイクル HP

（3）自転車通行空間

歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道を通行しなければならないという原則のもと、本市では、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進するため、平成 29 年 11 月に策定した「沼津市自転車ネットワーク計画」に基づき、平成 30 年度より自転車通行環境の整備に着手、計画的に取り組んでいます。

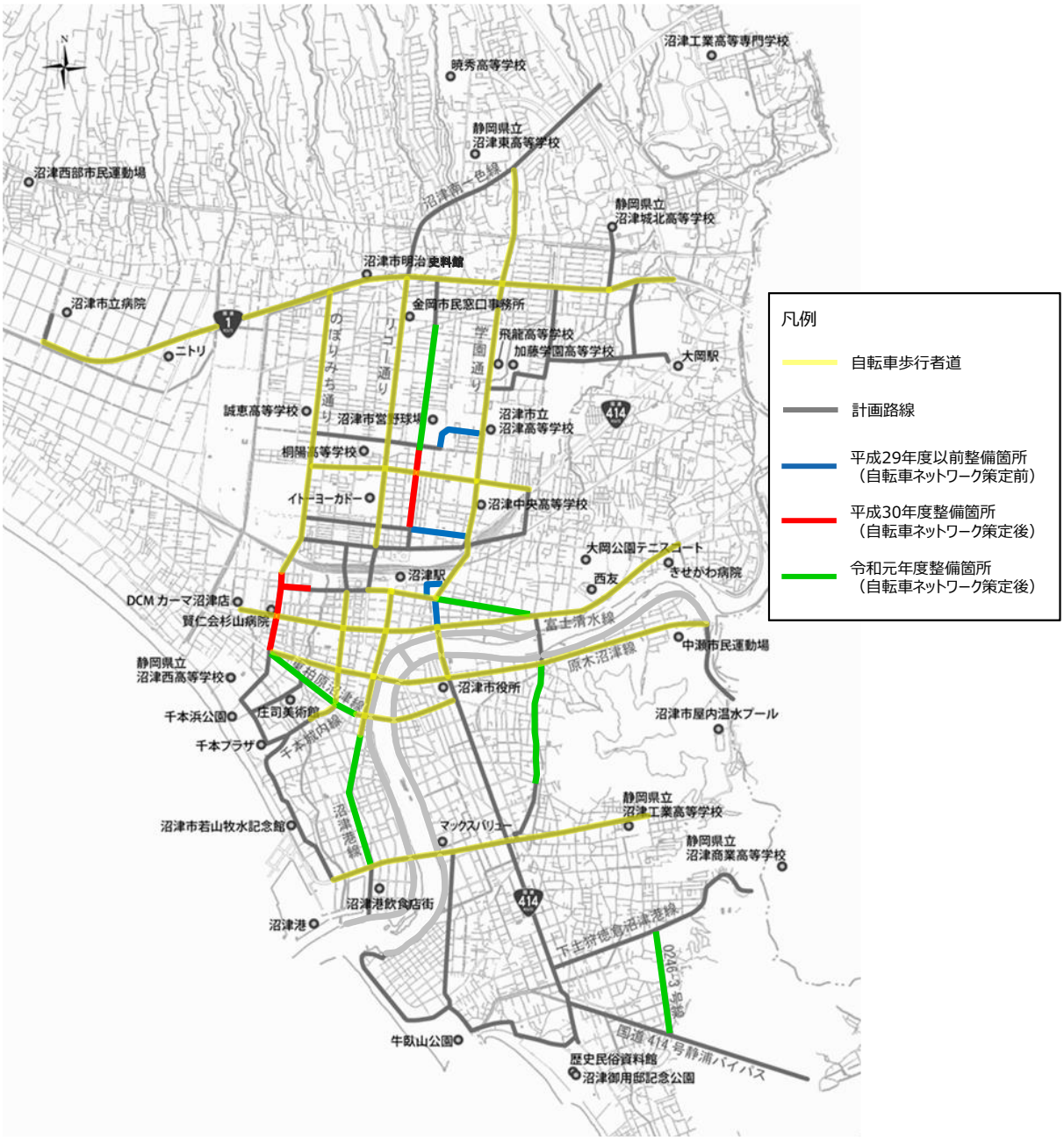

図 7-21 自転車ネットワーク計画路線及び整備状況（市街地エリア）

出典：沼津市自転車ネットワーク計画

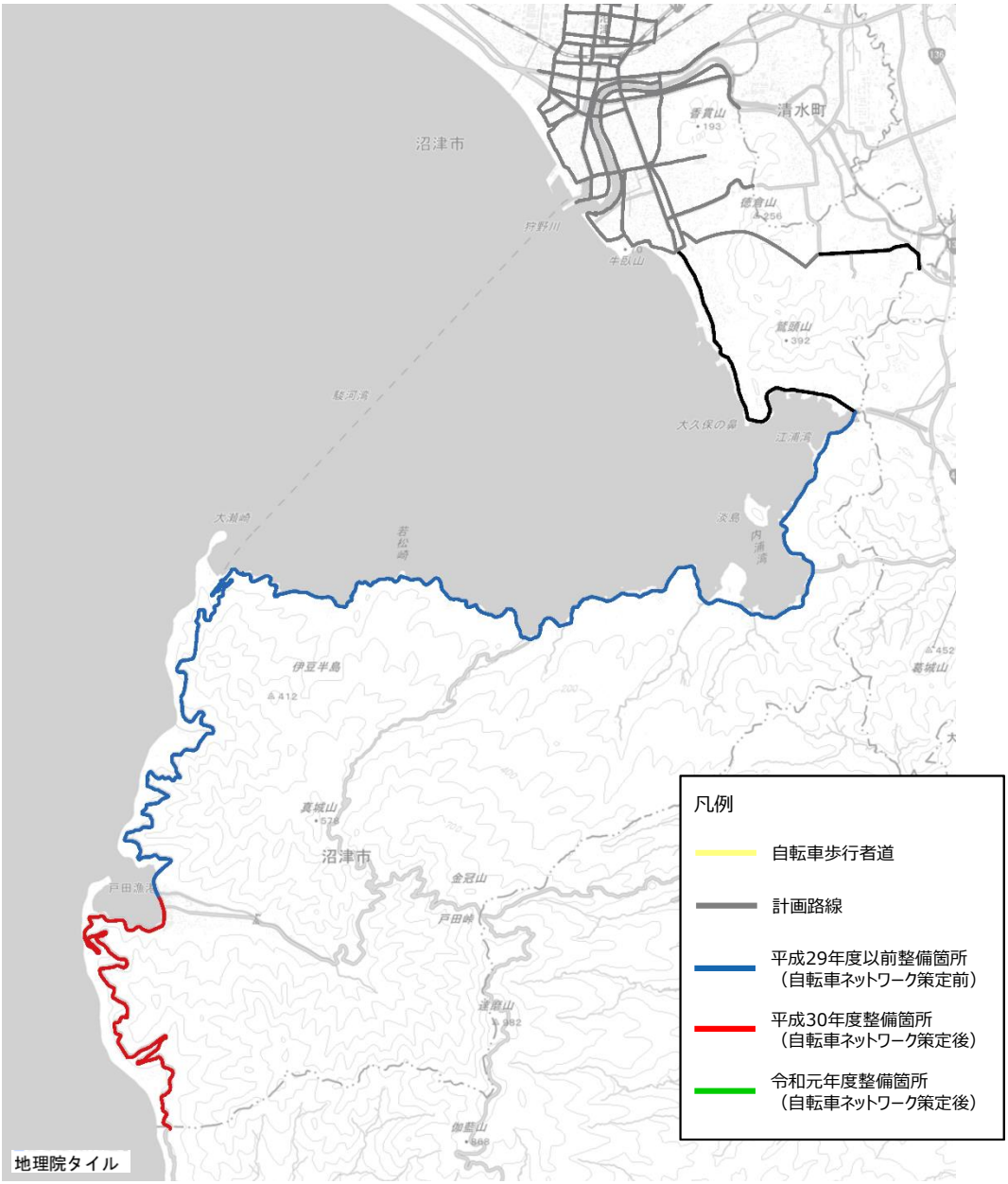

図 7-22 自転車ネットワーク計画路線及び整備状況（郊外エリア）

出典：国土数値情報、沼津市資料

7-5 自転車事故の状況

令和元年度の自転車事故発生件数を周辺自治体と比較すると、県東部では富士市に次いで多く、人口あたりの件数は最も多くなっています。

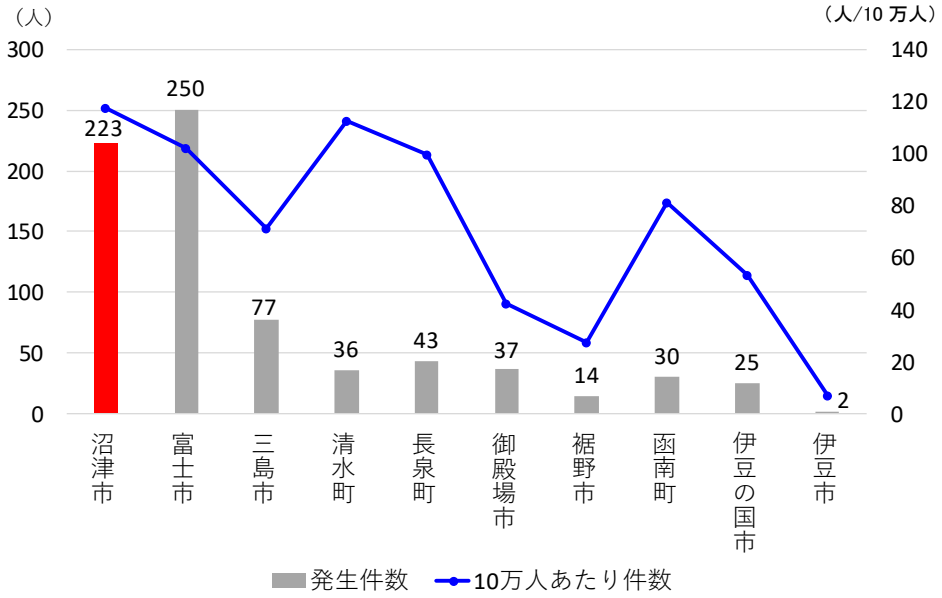

図 7-23 他都市との人口あたりの自転車関連事故件数比較(令和元年度)
出典:静岡県警交通年鑑から作成

本市では近年、周辺自治体と比較すると、自転車事故の発生件数が多くなっています。

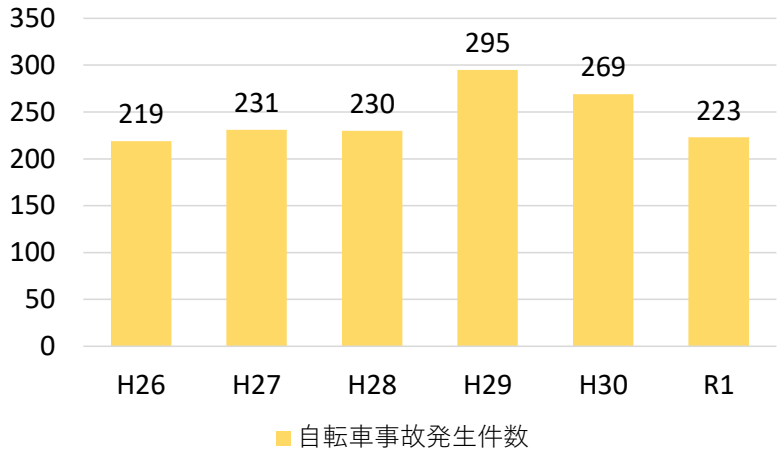

図 7-24 沼津市の自転車関連事故の発生件数の推移
出典:静岡県警交通年鑑から作成

また、県内の年齢別の自転車関連事故の死傷者数をみると、負傷者数は 16～19 歳が多く、死者数は 75 歳以上で特に多くなっています。

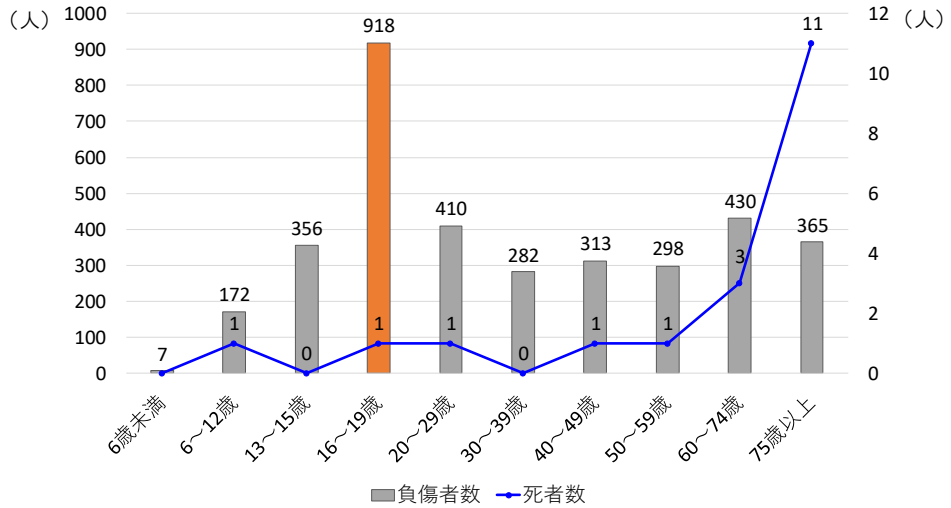

図 7-25 静岡県における年齢別の自転車関連事故（負傷者数・死者数）比較（令和元年）

出典：静岡県警交通年鑑から作成

周辺自治体と比較すると、本市では高校生の事故が多く、類型別にみると、出会い頭の事故が多いため、年代や場所に応じた安全対策が必要であると考えられます。

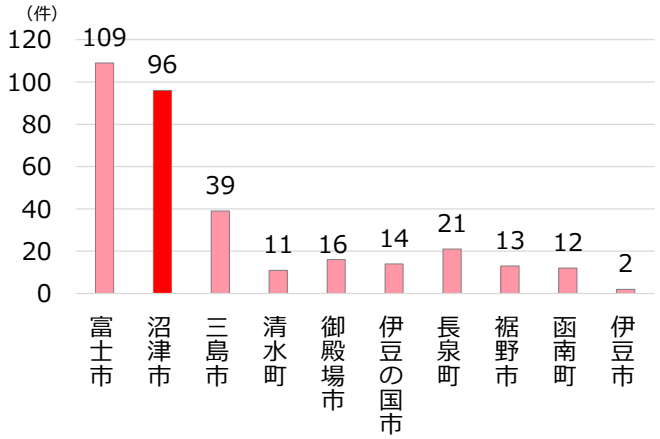

図 7-26 周辺自治体における高校生の交通事故比較（令和元年）

出典：静岡県警交通年鑑から作成

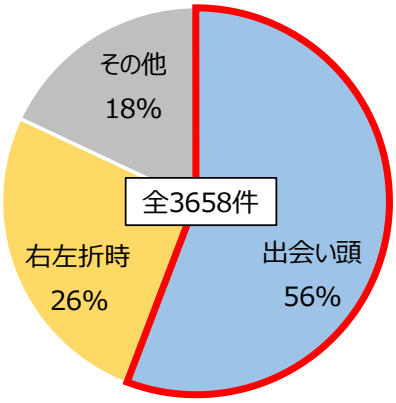

図 7-27 自転車事故類型別の内訳（令和元年）

出典：静岡県警から作成

市内で発生している自転車事故は、沼津駅周辺の市街地に集中しています。

中心市街地周辺では、沼津駅から３km 圏内で集中し、特に国道 414 号、高島本町～杉崎町で多発しています。

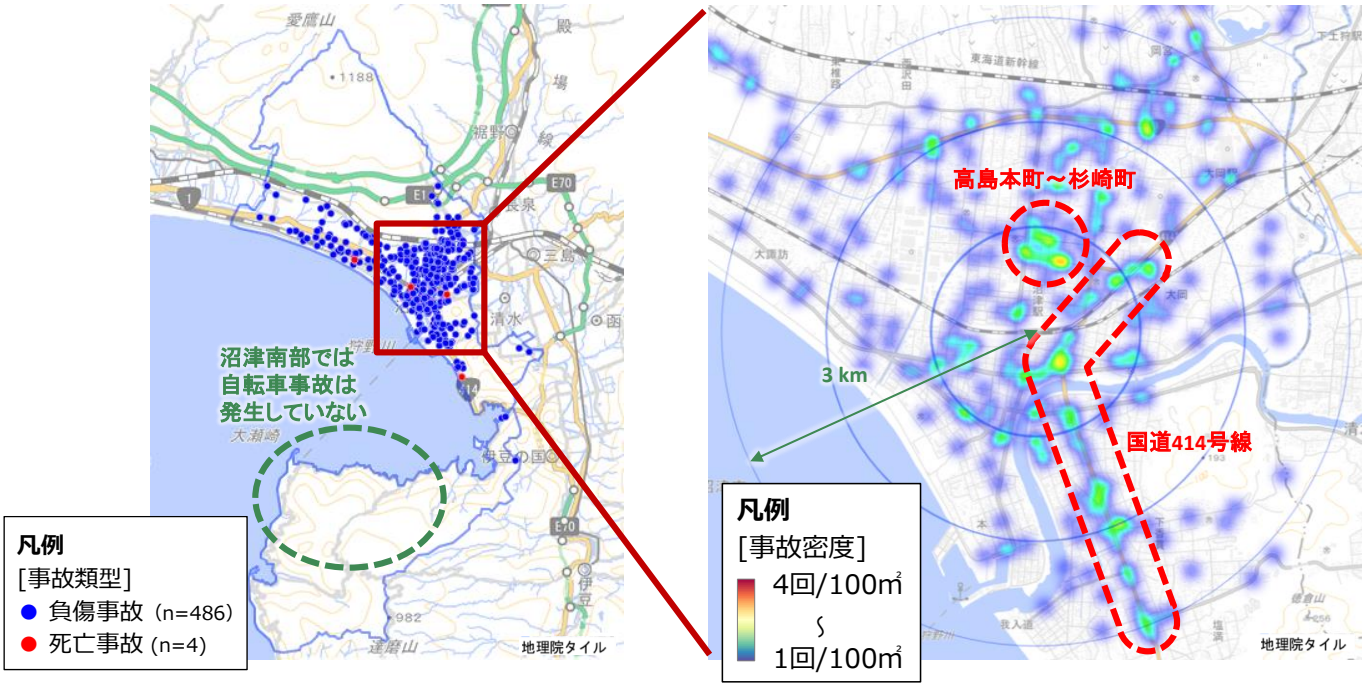

図 7-28 沼津市における自転車事故発生地点

出典：静岡県事故発生マップ（2018.1～2019.12）から作成

7-6 観光の状況

本市は、駿河湾や狩野川、千本松原、駿河湾越しにのぞむ富士山などの景観にすぐれた地が多く、豊富な資源に恵まれています。

中心部の沼津港や南部の三津・戸田では水辺の観光、北部の愛鷹山や中部の香貫山では山の観光、西部では帯笑園、原宿といった歴史の観光と、南北に広く地域資源が点在しています。

また最近では、マリンレジャーや海の景観を楽しみながらのハイキング、豊富で味わい深い海の幸などを目的とした来訪も増えています。

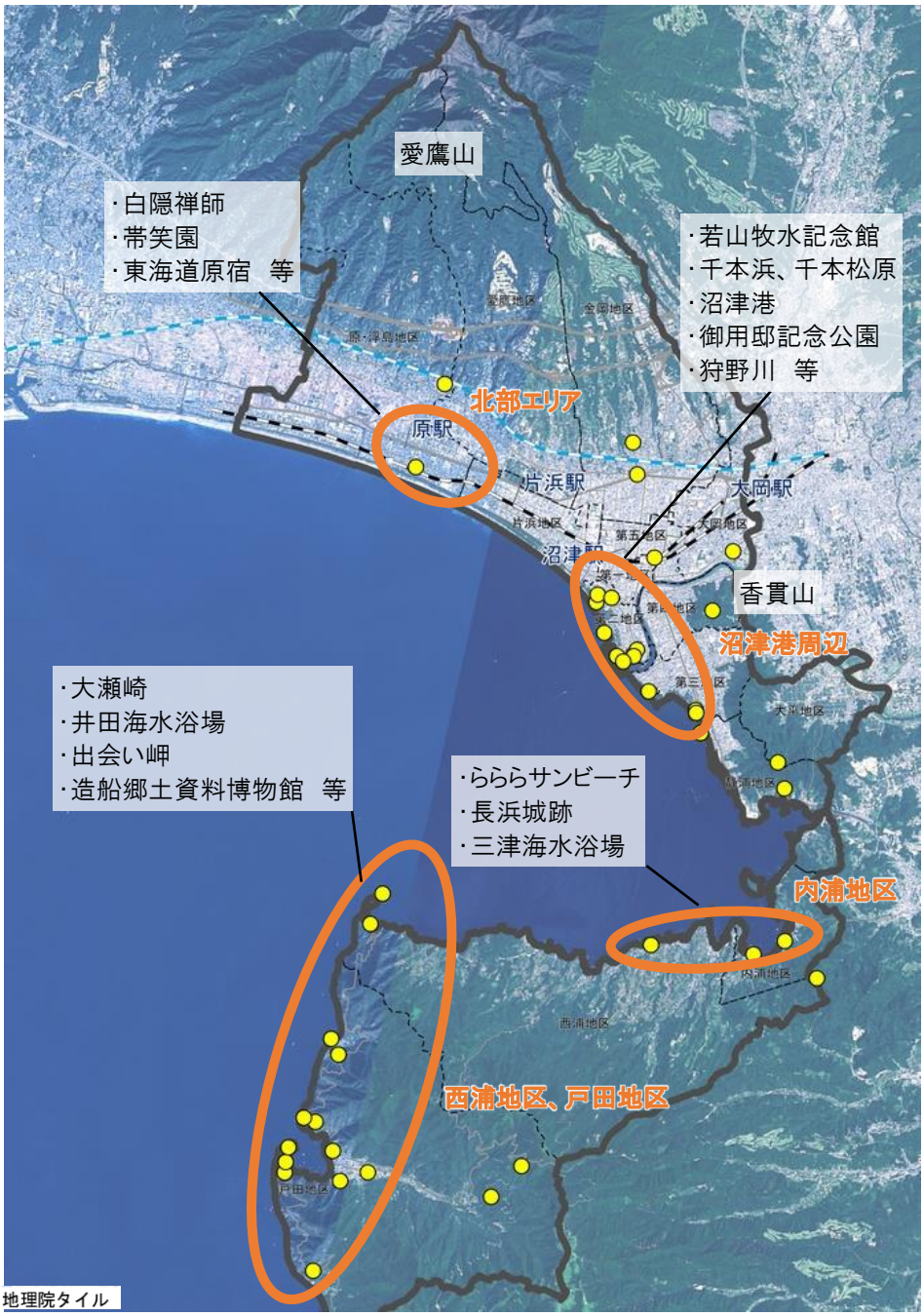

図 7-29 観光資源の分布

出典：沼津観光ポータル

【静岡県自転車活用推進計画】施策４：世界に誇るサイクルツーリズムの推進

静岡県のブランド化に向け、富士山などの静岡県の地域資源を生かしたモデルルートを設定し、ナショナルサイクルルートの登録を目指します。また、国内外に PR することで世界に誇るサイクルツーリズムを推進します。

サイクリストを惹きつける魅力あるルートとして、県モデルルートを設定し、
県モデルルートにおける走行環境、受入環境、魅力づくり、情報発信を推進

図 7-30 県モデルルート

出典：静岡県自転車活用推進計画

図 7-31 太平洋岸自転車道

出典：国土交通省「太平洋岸自転車道のアクションプランについて」

本市の年間観光入込客数は約 450 万人(平成 30 年度)で、近年は増加傾向にありますが、周辺自治体と比較すると低い値で推移しています。

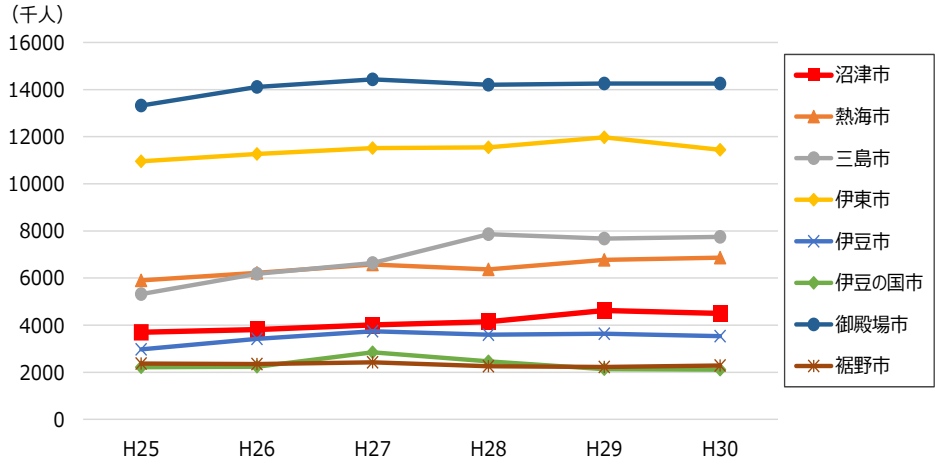

図 7-32 観光交流客数の推移(周辺自治体との比較)

出典:静岡県観光交流の動向から作成

宿泊客数に大きな変化はありませんが、観光レクリエーション客数は 2012 年度以降増加傾向となっています。

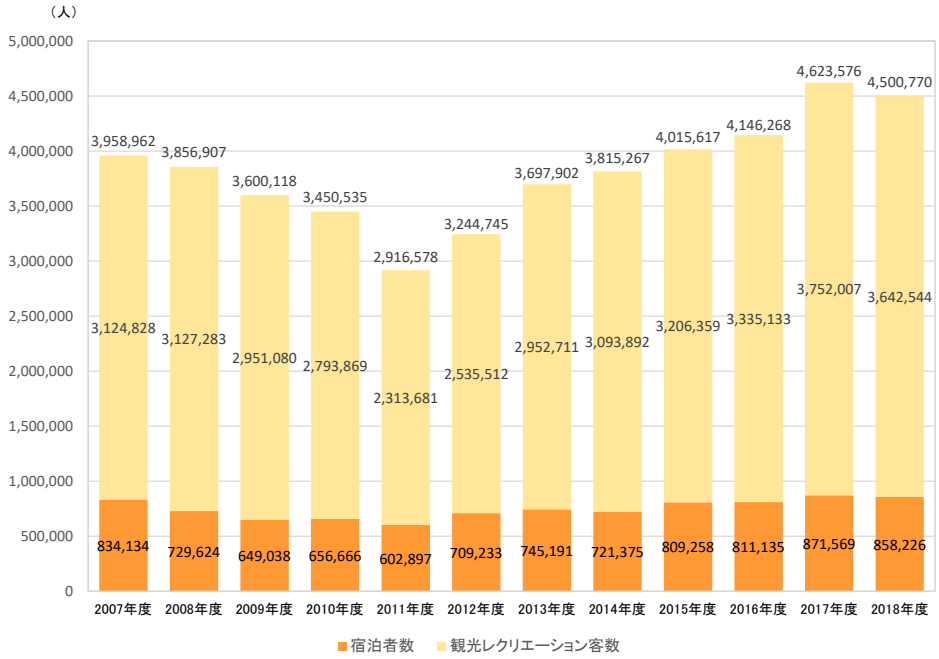

図 7-33 沼津市の宿泊客数と観光レクリエーション客数の推移

出典:静岡県観光交流の動向から作成

7-7 市民の運動・健康の状況

本市のスポーツ推進基本計画（平成 26 年）において、市民を対象に行われたアンケートによると、市民の約 8 割が運動不足を感じています。

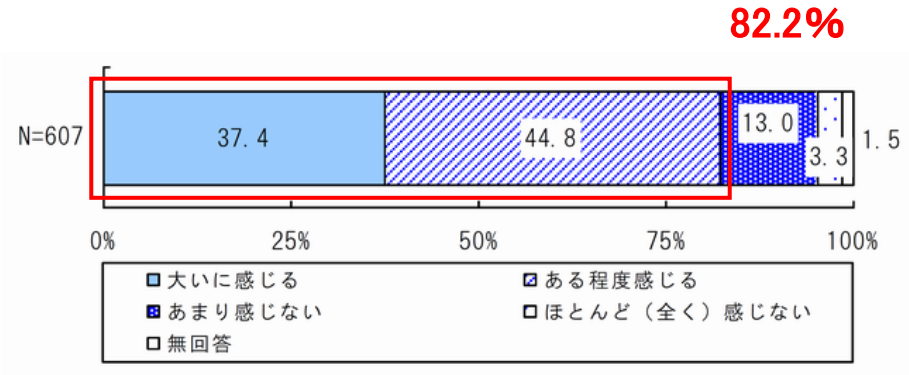

図 7-34 運動不足についての意識

出典：沼津市スポーツ推進基本計画

スポーツ活動を週 1 日以上実施している人は約 3 割で、今後行ってみたい運動として「サイクリング」が 7 位となっています。

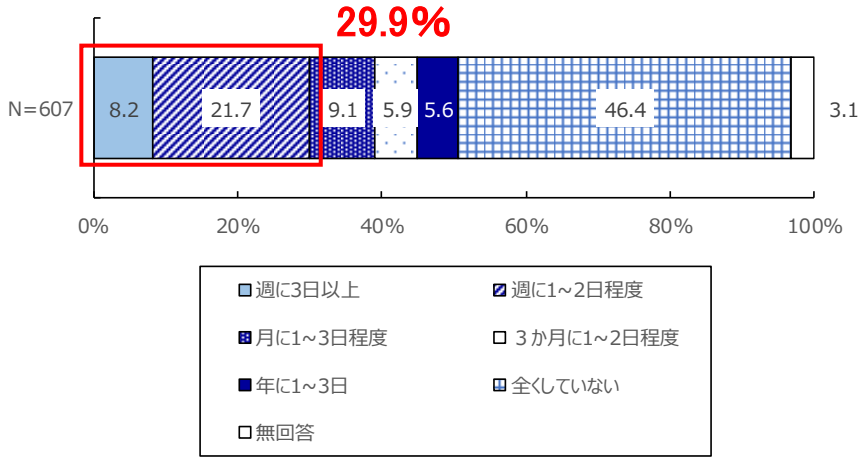

図 7-35 スポーツ活動の実施状況

出典：沼津市スポーツ推進基本計画

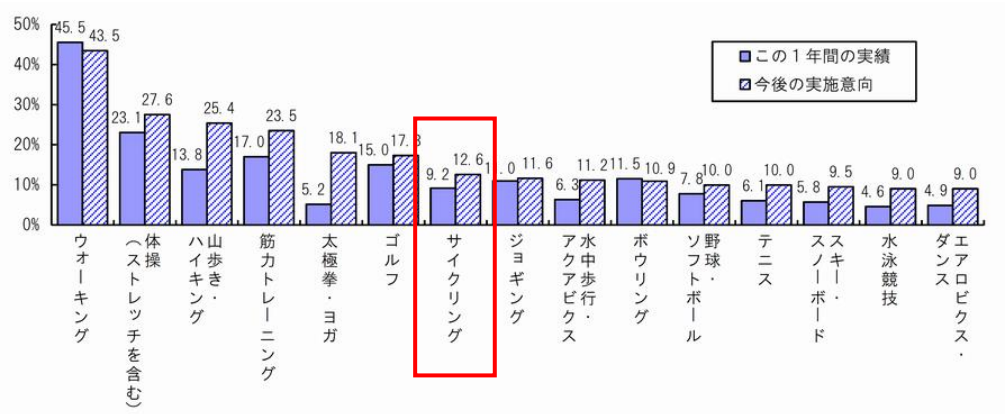

図 7-36 今後行ってみたい運動

出典：沼津市スポーツ推進基本計画

メタボリックシンドロームに着目した健診の結果では、男性は全ての項目で、女性も糖尿病有病者以外の全ての項目で、静岡県平均より高い有所見率となっています。

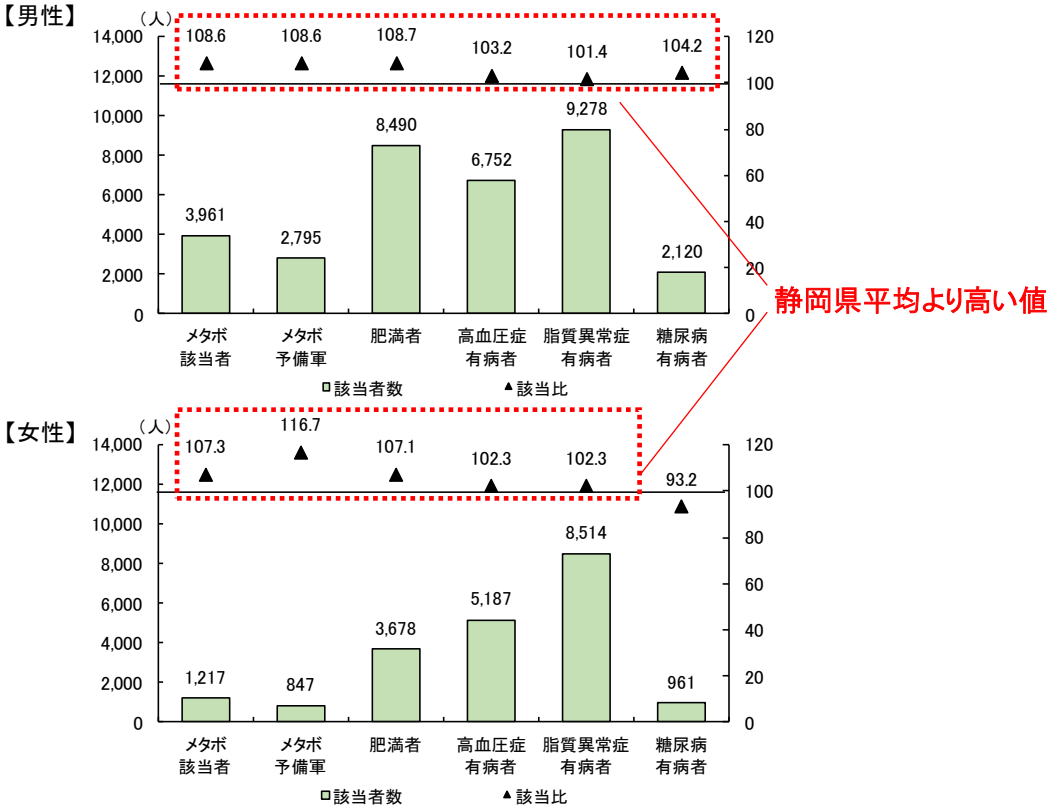

図 7-37 特定健康診査 標準化該当比(上:男性／下:女性)
出典:平成 29 年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

また、死因別死亡割合をみると、三大疾病での死亡が 51.8%と、県よりもやや高い割合となっています。

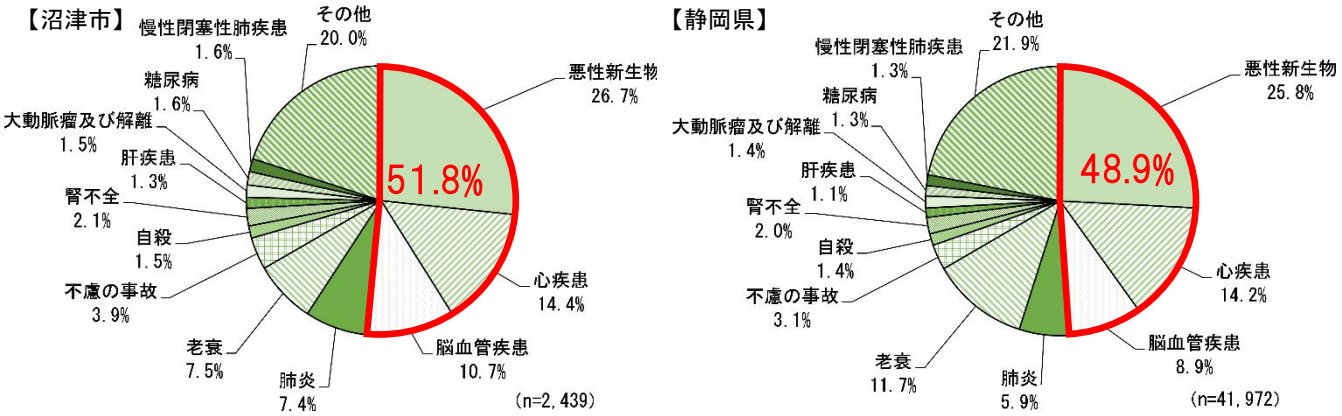

図 7-38 死因別死亡割合(左:沼津市／右:静岡県)
出典:静岡県人口動態統計(平成 30 年)から作成

7-8 自転車利用実態とニーズ

本市における市民の自転車利用実態及びニーズを把握するため、市民（高校生および 18 歳以上の自転車利用者・非利用者）に対するアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

項目	高校生	市民（18 歳以上）
調査対象	● 市内 10 校の高校 2 年生	● 18 歳以上の市民 （無作為抽出 2,000 世帯）
調査方法	● 各高校経由で QR コードを配布し、WEB 回答	● 郵送配布（1 世帯調査票 2 部） ● 郵送回収又は同封の QR コードより WEB 回答
配布数	● 2,283 票	● 4,000 票（2,000 世帯）
回収数	● 回収数：1,743 票、回収率：76% （回収数の内、 自転車通学者※1：1,336 票（77%） 自転車非通学者：407 票（23%））	● 回収数：868 票、回収率：22% （調査票 540 票、WEB 回答 328 票） （回収数の内、 自転車利用者※2：297 票（34%） 自転車非利用者：533 票（62%） 不明者：38 票（4%））

※1 自転車通学者：コロナ前又はコロナ後において、通学時の交通手段に自転車を含む人（自転車を含まない人は「自転車非通学者」と定義）

※2 自転車利用者：コロナ前又はコロナ後において、最も回数が多い外出目的における交通手段に自転車を含む人（自転車を含まない人は「自転車非利用者」と定義）

また、本市への観光における自転車の利用実態とニーズを把握するため、WEB アンケート調査を実施しました。サイクリングのレベルによって、自転車の利用実態やニーズが異なることを考慮し、調査対象は以下のとおり設定しています。

対象	定義	回収数
サイクリスト	以下の条件を全て満たす人 ● 沼津市以外の在住者 ● 過去 10 年間に沼津市で観光経験がある ● そのうちサイクリング経験がある ● 2～3 ヶ月に 1 回以上サイクリングを行う ● 普段のサイクリングは長距離の走行を楽しんでいる人	100 サンプル
街乗り	以下の条件を全て満たす人 ● 沼津市以外の在住者 ● 過去 10 年間に沼津市で観光経験がある ● そのうちサイクリング経験がある ● 2～3 ヶ月に 1 回以上サイクリングを行う ● 普段のサイクリングは短距離の街乗り観光を楽しんでいる人	100 サンプル

（1）市民の世代別の交通手段の傾向

本市では、学生（10 代）の移動手段は自転車が中心となっています。若年層（20～34 歳）になると自転車から自動車の利用へ転換し、中年層（35～64 歳）では半数以上が自動車を中心に利用しています。高齢層（65 歳以上）になると自動車の利用が減少し、自転車の利用が増加する傾向にあります。

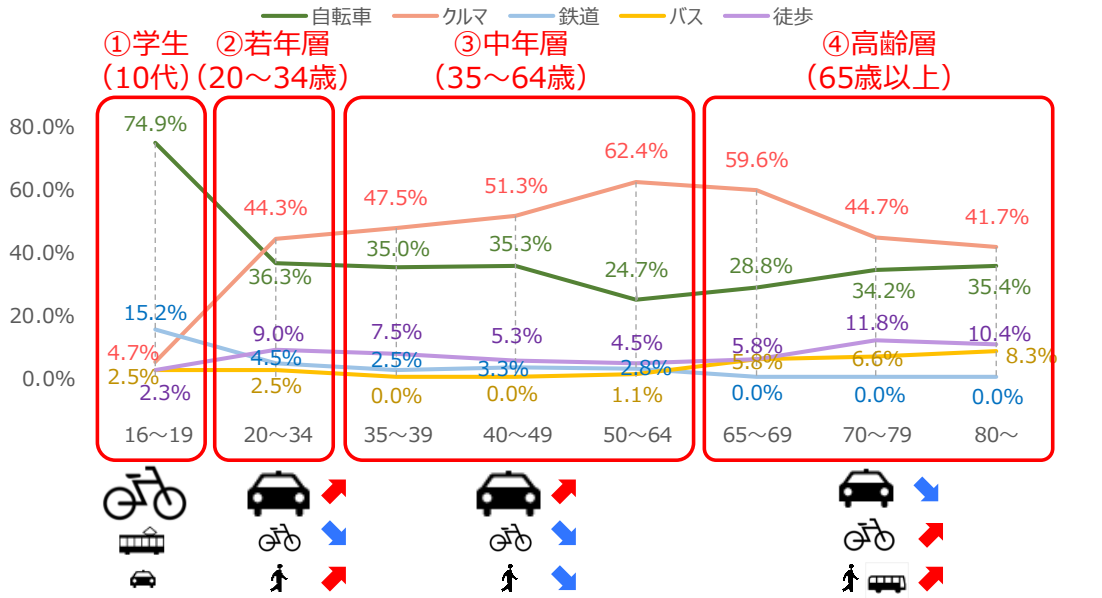

※代表交通手段（複数回答の場合、集計上の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順）で集計
ただし、乗り継ぎ手段として「自転車」が含まれる人は、「自転車」としてカウントしている

図 7-39 市民の代表交通手段分担率の世代別推移
出典：令和 2 年度「自転車の利用に関する市民・高校生アンケート調査」結果から作成

（2）高校生の実態とニーズ

高校生の自転車利用の実態とニーズは以下の通りです。

なお、ここでは自転車通学者、自転車非通学者を以下のとおり定義しています。
- 自転車通学者：コロナ前又はコロナ後において、通学時の交通手段に自転車を含む人
- 自転車非通学者：上記において、自転車を含まない人

項目	内容	結果	
利用実態	自転車分担率	● **自転車通学をする生徒が６割** ● 平均の通学距離は片道８．４ｋｍ	
都市環境	より自転車を利用するために必要な環境（自転車通学者）	● **ハード面：「道路空間の整備(52%)」「街灯の整備(45%）」が上位** ● **ソフト面：「ドライバーの思いやり運転(36%)」「自転車利用者のルール・マナー遵守(42%)」が上位**	
	「車道」走行時の路上駐車（自転車通学者）	● 車道走行時、75%が路上駐車に危険を感じている	
	駐輪場に対する不満（自転車通学者）	● **沼津駅周辺市営駐輪場については「出し入れが手間」が 34%** ● **その他・バス停の駐輪場では「屋根がない」が 37%**	
	駐輪場を選ぶ際に重視すること	● **「屋根があること」「盗難の心配が少ないこと」が上位** ● **自転車通学者は「駐輪スペースが広い」も重視**	
観光健康	外出目的別の自転車利用意向	【自転車通学者】 ● 通学（92%） ● 買物・食事等(73%) ● 余暇(62%)	【自転車非通学者】 ● 通学（38%） ● 買物・食事等(42%) ● 余暇(43%)
安全安心	自転車損害賠償責任保険の加入状況（自転車通学者）	● 約 2 割が自転車損害賠償責任保険に未加入、もしくは加入しているかわからない	
	自転車利用時のヘルメット着用状況（自転車通学者）	● 「着用している」のは 0.9%	
	自転車の交通ルールの認知状況	● **ほとんどの自転車ルール・マナーを 9 割以上が認知・遵守** ● 「標識がある場合だけ歩道通行可」を知らない学生が一定数存在し、自転車通学者では「並進の禁止」「車道通行が原則、歩道は例外」を守られていない割合が高い	
まちづくり	自転車を活用して解決していかなければならない問題	● 「歩くには長い距離での移動手段」「交通渋滞の改善」「CO2 削減等の環境負荷軽減」が多い	
	自転車を活用したまちづくりに必要と思う対策	● 「自転車が優先的に走れる道路の整備」「駐輪場やサイクルラックの充実」「自転車によるお得なサービスの実施」への期待が高い	

（3）市民（18歳以上）の実態とニーズ

市民（18 歳以上）の自転車利用の実態とニーズは以下の通りです。

なお、ここでは自転車利用者、自転車非利用者を以下のとおり定義しています。
- 自転車利用者：コロナ前又はコロナ後において、最も回数が多い外出目的における交通手段に自転車を含む人
- 自転車非利用者：上記において、自転車を含まない人

項目	内容	結果	
利用実態	自転車の保有状況	● 9 割は電動アシスト自転車を保有しておらず、**6～7 割は乗ったことも無い** ● **9 割はシェアサイクルを利用したことが無い**	
	自転車を利用する理由（自転車利用者）	● **「早く目的地に着く」「費用が安い」「健康に良い」が上位** ● **高齢層は「健康に良い（56%）」、若年層は「公共交通が不便（46%）」が多い**	
都市環境	自転車を利用するために必要な環境	【ハード面】 ● **自転車通行空間** ● 十分な駐輪スペース ● 街灯（利用者） ● バス停や駅直結の駐輪スペース（利用者）	【ソフト面】 ● **ドライバーの思いやり運転** ● **自転車利用者のルール・マナー** ● **走りやすさ・楽しさを表示したマップの利用**（余暇） ● **お得なサービス**（若・中年層）
	「車道」走行時の路上駐車（自転車利用者）	● 車道走行時、８割が路上駐車に危険を感じている	
	駐輪場に対する不満・駐輪場を選ぶ際に重視すること（自転車利用者）	【職場・学校】 ● スペースが狭い、屋根が無い ● 盗難対策が不十分 ● 駐輪場を選ぶ際に重視することとも一致	【沼津駅周辺市営駐輪場】 左記に加え、 ● 遠い ● 出し入れが手間
観光健康	外出目的別の自転車利用意向	【自転車利用者】 ● 通勤・通学（85%） ● 買物・食事等(73%) ● 余暇(67%)	【自転車非利用者】 ● 通学（29%） ● 買物・食事等(**40%**) ● 余暇(**44%**)
安全安心	自転車損害賠償責任保険の加入状況	● 利用者の 3 割、非利用者の 7 割は自転車損害賠償責任保険に未加入、もしくは加入しているかわからない	
	自転車利用時のヘルメット着用状況（自転車利用者）	● **「着用している」のは 2.8%**で、利用者・非利用者とも 3～4 割は着用の重要性を認知していない	

	自転車の交通ルールの認知状況 （自転車利用者）	● 「車道原則」「車道の左側通行」「標識がある場合等だけ歩道通行可」が守られていない割合が高く、「児童・幼児のヘルメット着用」「標識がある場合等だけ歩道通行可」は知らない人が３割を占める

項目	内容	結果	
安全 安心	自転車に関する交通安全教育の受講経験	● 利用者・非利用者とも、小学校での経験が６割を占め、中学～高校になるにつれ経験割合は大きく減少 ● **高齢者は利用者・非利用者とも７割は交通安全教育を受講したことがない**	
まち づくり	自転車を活用して解決 していかなければならない問題	● 「**公共交通不便地域への移動手段**」「歩くには長い距離での移動手段」「交通渋滞の改善」が上位	
	自転車を活用したまちづくりに 必要と思う対策	【自転車利用者】 「**自転車が優先的に走れる道路の整備**」、「商店街等への**回遊や休憩**」、「**お得なサービス**」	【自転車非利用者】 「**自転車が優先的に走れる道路の整備**」、「**沼津駅周辺や沼津港等への移動のしやすさ**」、「沼津駅周辺での**車から自転車への乗り換え**やすさ」

（4）観光客の実態とニーズ

観光客の自転車利用の実態とニーズは以下の通りです。

項目	内容	結果
利用実態	自転車の入手状況	● サイクリストは自分の自転車、街乗りはレンタサイクルを利用した人が多く、シェアサイクルの利用はいずれも少数
	周遊状況	● サイクリスト、街乗りともに自然・景勝地を目的としたサイクリングが多く、**来訪先は「沼津港飲食店街」や「沼津港深海水族館」が上位** ● サイクリスト、街乗りともに宿泊先からサイクリングに出発した人が最も多い
ニーズ	通行空間	● 沼津市で自転車での観光やサイクリングを楽しむために必要な環境として、サイクリスト・街乗りともに 4 割程度が「**安全・安心・快適に走れる道路空間の整備**」を望んでいる ● 街乗りの 4 割程度は「わかりやすい案内サイン」を要望
	駐輪場に対する不満・駐輪場を選ぶ際に重視すること	● 特にサイクリストから立地や屋根がないことに対する不満が多い ● 駐輪場を選ぶ際には、利用料金や目的地への距離以外に駐輪スペースの広さ、屋根があることが重視されている

項目	内容	結果
ニーズ	サイクリング拠点	● 沼津市で自転車での観光やサイクリングを楽しむために必要な環境として、サイクリスト・街乗りともに 4 割程度が「サイクリング拠点の整備」を要望している ● サービスとしてはサイクリスト・街乗りともに駐輪スペースがあると便利と感じる人が最も多く、次いで手荷物預かり、ロッカーやサイクリングマップの設置が求められている ● りんりんスクエア土浦や ONOMICHI U2 のような拠点施設の利用意向も高い
	サイクリングコース	● **沼津市で自転車での観光やサイクリングを楽しむために必要な環境として、サイクリスト・街乗りともに「多彩なサイクリングコース」へのニーズが最も多い** ● サイクリスト・街乗りともに **8 割程度が海沿いのコースをサイクリングしたいと考えている**

	情報提供	● 観光客からは、走行可能な場所に関する情報、食事・休憩場所や立ち寄りスポットに関する情報が多く求められている ● 情報収集媒体は、WEB サイトのほか、沼津駅の観光案内所や宿泊先のインフォメーションからの情報収集が多い ● 沼津市で自転車での観光やサイクリングを楽しむために必要な環境として、街乗りの 4 割程度が「走りやすい道や楽しい道を示したマップ」を望んでいる
	シェアサイクル・レンタサイクル	● 沼津市で自転車での観光やサイクリングを楽しむために必要な環境として、サイクリスト・街乗りともに 4 割程度がシェアサイクル・レンタサイクルのサービスの充実を望んでいる ● サイクリスト・街乗りともに 5 割程度が貸出・返却場所の増設、走行空間の整備、利用時間の延長によりシェアサイクルやレンタサイクルが利用しやすくなると考えている
	e-bike	● サイクリスト・街乗りともに 3 割程度が「電動アシスト付きのスポーツバイク」を利用したいと考えている
	イベント・ツアー	● **サイクリスト・街乗りともにポタリングや伊豆半島一周サイクリングへの参加意向が強く**、有料のプロジェクトへの参加意向も高い ● サイクリストはロングライドやヒルクライム、街乗りは電動アシスト自転車でのサイクリングへの参加意向も強い

7-9 計画策定の体制及び経緯

本計画の作成にかかる協議及び実施に係る連絡調整を行うため、令和２年９月に、「沼津市自転車活用推進協議会」を設置しました。

また、計画策定に係る庁内の意見集約及び合意形成を図るため、「庁内ＷＧ」及び「庁内連絡会」を設置し、沼津市自転車活用推進計画策定に向けた検討・調整を行いました。

●沼津市自転車活用推進協議会　開催経緯

開催回	開催日	計画に係る協議事項
第１回	令和２年９月９日(水)	（１）計画策定の背景 （２）沼津市の自転車を取り巻く現状と課題 （３）沼津市自転車活用推進計画の骨子案
第２回	令和２年 11 月 24 日(火)	（１）第１回協議会の振り返り （２）沼津市自転車活用推進計画素案について （３）今後のスケジュールについて
第３回	令和３年２月９日(火) ～２月 18 日(木) ※新型コロナウィルス感染予防のため書面開催	（１）沼津市自転車活用推進計画（案）のパブリックコメント結果および対応について

●沼津市自転車活用推進計画策定に向けた庁内連絡会・庁内ＷＧ　開催経緯

開催回	開催日	計画に係る協議事項
第１回 庁内連絡会	令和２年 ５月 29 日(金)	（１）自転車活用推進計画について （２）沼津市自転車活用推進協議会について （３）庁内検討体制について
第２回 庁内連絡会	令和２年 ６月 26 日(金)	（１）業務計画について （２）国および県の自転車活用推進計画における施策・措置について （３）今後の進め方について
第１回 庁内ＷＧ	令和２年 ７月 29 日(水)	（１）自転車活用推進計画の方向性について （２）沼津市の自転車に関わる現状と課題について （３）計画目標と実施施策・措置の方向性について （４）計画策定のスケジュールについて
第３回 庁内連絡会 (第２回庁内ＷＧ)	令和２年 ８月 27 日(木)	（１）令和２年度　第１回　沼津市自転車活用推進協議会に向けて （２）沼津市の自転車に関わる現状と課題のまとめについて （３）沼津市自転車活用推進計画の骨子案について
第４回 庁内連絡会	令和２年 ９月 29 日(火)	（１）第１回協議会内容の確認と資料への反映について （２）市民、高校生アンケート結果について （３）施策案、施策ヒアリングシートについて （４）今後のスケジュールについて
第５回 庁内連絡会	令和２年 10 月 20 日(火)	（１）令和２年度　第２回　沼津市自転車活用推進協議会に向けて （２）庁内ＷＧで検討した施策案、施策ヒアリングシートについて
第６回 庁内連絡会	令和２年 11 月 17 日(火)	（１）令和２年度　第２回　沼津市自転車活用推進協議会に向けて （２）第１回協議会の振り返り （３）沼津市自転車活用推進計画素案について ・実施施策について ・計画期間および指標案について （４）今後のスケジュールについて

●沼津市自転車活用推進協議会　設置要綱

（設置）

第１条　自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）に基づき、自転車を活用したまちづくりを総合的・計画的に推進していくことを目的として、様々な見地から意見を求めるとともに、関係者間での情報共有、調整及び連携を図り、沼津市自転車活用推進計画（以下「計画」という。）を作成し推進していくため、沼津市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について検討し、または必要な意見を述べるものとする。

⑴計画に関する事項

⑵計画に基づく目標及び施策に関する進行管理に関する事項

⑶その他自転車の活用に関し必要な事項

（組織等）

第３条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴各種交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等）

⑵道路管理者

⑶都道府県警察本部（又は管轄警察署等）

⑷有識者

⑸想定される施策に関係する各種団体

⑹まちづくり活動団体

⑺教育委員会

⑻一般市民等

⑼その他市長が必要と認める団体等

３　委員の任期は、２年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第４条　協議会の会議は、市長が招集する。

２　協議会の会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

３　会長は、協議会の会議を進行する。

４　会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

５　市長は、必要があると認めたときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

６　協議会は、必要があると認めたときは、協議会の会議を一般に公開しないことができる。

（事務局）

第５条　協議会の事務局は、都市計画部まちづくり政策課に置く。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年４月２２日から施行する。

●沼津市自転車活用推進協議会　委員名簿

Ｎｏ	役職	氏　名	所　　属	種別
1	会長	中村　文彦	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院　教授	有識者
2	委員	赤松　浩	東海旅客鉄道株式会社　沼津駅　駅長	鉄道事業者
3	委員	清水　修	沼津市バス協会　会長 （株式会社東海バス　沼津営業所長）	バス事業者
4	委員	鈴木　智善	静岡県タクシー協会　沼津・三島支部長 （平和タクシー株式会社　代表取締役）	タクシー事業者
5	委員	佐野　千代	沼津商工会議所　総務管理課長	商工団体
6	委員	鈴木　拓	特定非営利活動法人　沼津観光協会　事務局長	観光団体
7	委員	小野　剣人	特定非営利活動法人　カケルバイク　理事長	サイクルアドバイザー
8	委員	米山　廣三	沼津市自治会交通安全会連合会　会長	交通安全
9	委員	河本　秀昭	沼津市高校生自転車マナー向上委員会責任者 （加藤学園高等学校　生徒指導部長）	交通安全
10	委員	小松　重成	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所　道路管理課長	道路管理者
11	委員	稲葉　浩正	静岡県沼津土木事務所　企画検査課長	道路管理者
12	委員	渡辺　郁美	沼津警察署　交通第一課　交通安全教育係長	公安委員会
13	委員	栗原　浩一	公募委員	利用者・住民
14	委員	中川　義広	公募委員	利用者・住民
15	委員	椿　美邦	公募委員	利用者・住民

沼津市自転車活用推進計画

Numazu City Bicycle Plan 2021-2030

2021 年 3 月策定

編集・発行：　沼津市　都市計画部　まちづくり政策課
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1
Tel: 055-934-4759
mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

Proud NUMAZU

沼津市都市計画部まちづくり政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号
TEL 055-934-4759
MAIL mati-seisaku@city.numazu.lg.jp